

第4期ねやがわ男女共同参画プラン

寝屋川市

平成23(2011)年3月

はじめに



寝屋川市は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき」男女共同参画社会の実現に向けて、平成14(2002)年3月に「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」、平成19(2007)年3月に「改訂 第3期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、これまでさまざまな施策を進めてまいりました。

この間、少子高齢社会のさらなる進行や家族形態の多様化などの社会状況、配偶者暴力防止法をはじめとした法律の改正など、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化いたしました。

このような中、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消などを図る施策を推進するとともに、新たな課題などにも対応していくため、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

このプランでは、寝屋川市の男女共同参画に関する推進すべき基本方向とそれに基づく具体的施策を明らかにするとともに、男女共同参画社会基本法を踏まえ、「行政の役割」や「市民・地域社会、企業の役割」を示しています。

今後とも、だれもが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をつくるため、市民のみなさまや各種関係機関の方々と協働して施策を進め、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」の実現に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、このプランの策定にご尽力いただきました寝屋川市男女共同参画審議会委員をはじめ、貴重なご意見、ご協力を賜りました多くの市民のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成23(2011)年3月

寝屋川市長 馬場 好弘

目 次

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定に当たって	2
2. 基本理念	2
3. プランの目指す姿	4
4. プラン策定の背景	4
(1) 国際的・国内的な動き	4
(2) 寝屋川市の取組（第3期ねやがわ男女共同参画プランの推進期間を終えて）	5
5. プランの概要	6
(1) プラン策定の経緯	6
(2) プランの位置付け	6
(3) プランの構成	7
(4) プランの期間	7

第2章 市の男女共同参画に関する現状

1. 依然として低い 男女の地位の平等感	10
2. 人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行	11
3. 家族形態の多様化、意識の変化	13

第3章 プランの体系

1. プランの体系図	16
2. 基本目標と施策の方向	19
Ⅰ. 男女が共に参画する社会づくり	19
Ⅱ. 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造	23
Ⅲ. 働く場での男女共同参画の推進	33
Ⅳ. 仕事と生活の調和の実現	39
Ⅴ. あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備	43
Ⅵ. 生涯を通じた心と身体健康づくり	51
Ⅶ. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	54

第4章 プランの推進

1. 男女共同参画推進体制の確立	64
2. 市民・関係機関等との連携	65
3. プランの進行管理	65
目標値を設定する施策	65

参考資料	68
------------	----

1

第1章 プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定に当たって

本プランは、「男女共同参画社会づくり」を寝屋川市で具体的に推進するためのものです。男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成」について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。

同法を踏まえ、8項目を基本理念として、あらゆる施策・制度に男女共同参画の視点を反映させるよう取り組みます。

2. 基本理念

(1) 男女の人権が保障される社会づくりを進める

女性も男性も、個人としての尊厳が重んじられることが大切です。一人一人の人権が保障される社会づくりを進めます。

特に、^{※1}配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）以下「DV」）や^{※2}セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を始めとする、様々な暴力が根絶される社会を目指します。

(2) あらゆる施策に^{※3}ジェンダー（社会的・文化的性別）による格差是正の視点を確立する

女性も男性も性別にとらわれることなく、生き方を自己決定できるよう保障されなければなりません。男女が性別による差別的取扱いを受けないよう、あらゆる施策にジェンダー（社会的・文化的性別）による格差を是正していく視点を確立します。

(3) 女性の社会参加・参画を促進する

女性が男性と共に責任を持って対等に寝屋川市の発展を担い、その方針決定過程に参画するためには、個々の女性が自ら能力を発揮し、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となる必要があります。防災や環境、まちづくりの分野を始め、社会のあらゆる分野への女性の参加・参画を促進します。

(4) 女性の^{※4}エンパワーメントを促進し、新しい価値観・文化を創造する

新しく豊かな生活を構築する価値観と文化を創造するには、女性が自ら担い手となる必要があります。知識や情報を自ら得、想像力や表現力を発揮して、新しい価値観や文化を創造し、情報発信等の活動を行っていくよう、女性のエンパワーメントを促進します。

（注）「※」がある語句等については、71ページ以降に用語解説で説明をしています。

(5) 個人の生き方を尊重し、家庭・職場・地域で男女が共に責任と豊かさを分かち合える環境づくりを推進する

男女が共に家庭・職場・地域において、責任を果たせることが求められています。特に、女性が働くことで経済的基盤を得ることは、人生の選択の幅を広げ自己決定できる基礎になり、女性自身の高齢期の生活保障にもつながります。個人の生き方の尊重に基づいた、人間関係やネットワークづくりなど、社会的つながりを積極的につくっていくことにより、豊かな生活を楽しめるよう、施策の展開を図ります。

(6) 家族の多様化に対応した施策を充実する

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化の中で、単独世帯やひとり親世帯等、家族の形態は多様化してきています。家族やライフスタイルの多様化に対応した、育児・介護等の社会サービスの充実と理解の促進を図ります。

(7) 男性への働きかけを推進する

男女共同参画の推進には、男性への働きかけが重要です。性別に基づく固定的な役割分担意識による決めつけが、社会の制度や意識の中に依然として残っており、男性の家庭や地域生活への参加・参画を困難にし、豊かで人間らしい生活を妨げています。^{※5}仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念の浸透等、男性への意識変革や家庭・地域生活への参画を促進する啓発の充実を図ります。

(8) 男女共同参画社会に向けた市民と行政のパートナーシップをつくる

男女共同参画社会をつくっていくには、行政の施策を進めるとともに、市民も主体的に行動していくことが重要です。そのため、市民と行政のパートナーシップをつくり、男女共同参画社会の実現に向けて、市民活動団体との連携等、市民との協働により取組を進めます。

3. プランの目指す姿

一人一人の生き方を広げ、 活力にあふれる、豊かな男女共同参画社会へ

第五次寝屋川市総合計画では、寝屋川市が目指すべきまちの姿を「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」とし、市民が主役のまちづくりを進め、一人一人の力をまちづくりに結集し、みんなが誇れる住みよいまちを目指しており、施策体系の中で「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」ことを明記しています。

本プランは、男女共同参画社会基本法における基本理念と第五次寝屋川市総合計画で掲げる将来像を踏まえ、だれもが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくることで、いきいきと暮らせるまちを目指します。

4. プラン策定の背景

(1) 国際的・国内的な動き

平成7(1995)年9月、第4回世界女性会議が北京で開催されました。「平等・開発・平和への行動」をメインテーマとしたこの会議では、「行動綱領」と「北京宣言」が全会一致で採択されました。「行動綱領」は、女性の地位向上のために各国政府が取り組むべき優先行動分野を12の重大問題領域と定め、戦略目標と行動指針を明らかにしたものです。この「行動綱領」に基づいて各国で「行動計画」を策定することが約束されました。会議では、「女性の人権」が焦点となり、女性の地位向上のためのキーワードとして、「女性のエンパワメント」が強調されました。

平成12(2000)年には国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討し、完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

国においては、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国を決定する最重要課題と位置付けました。同法では、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つを基本理念と定めています。これらの基本理念の下、国、地方公共団体の責務を定めるとともに、国民の果たすべき役割が大きいことから国民の責務も明らかにしています。

平成13(2001)年には、中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」

が設置され、推進体制が一段と強化されています。

平成22(2010)年には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画は、経済社会情勢の変化等に対応した重点分野の新設や、実効性のある計画とするための各重点分野への「成果目標」の設定等を特徴としています。

また、近年では、「男女雇用機会均等法」「配偶者暴力防止法(DV防止法)」「次世代育成支援対策推進法」「育児・介護休業法」等の法律の改正や、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定、「女性の参画加速プログラム」の決定等、男女共同参画を推進する取組が図られています。

(2) 寝屋川市の取組

(第3期ねやがわ男女共同参画プランの推進期間を終えて)

寝屋川市は、平成14(2002)年3月に「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、平成19(2007)年3月には一部改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向けての施策を全庁的に推進してきました。

毎年、第3期ねやがわ男女共同参画プランに基づき、施策の推進状況について確認し公表するとともに、男女共同参画審議会からの御意見等をいただきながら施策を推進し、市立小・中学校全校で男女混合名簿を実施するなど、取組を進めました。また、市職員への研修等の実施や、関係各課の職員による男女共同参画情報誌「リュミエール」の企画・作成により、男女共同参画に対する理解の浸透を図りました。

寝屋川市の政策・方針決定過程への女性の参画状況は、平成22(2010)年4月1日現在、審議会等で26.3パーセントと、増加しているものの目標値の30パーセントまでには至っていません。また、市の管理職の状況においては、平成22(2010)年4月1日現在、課長以上の職に占める女性の比率は9.9パーセントと、8年前に比べて7.7ポイント増加し、係長以上の職に占める女性の比率は16.2パーセントと、同じく5.1ポイント増加し、女性職員の管理職登用が進んでいます。

市民に向けては、平成13(2001)年11月に、男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として設置した、「市立男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)」において、「学習・講座」「情報・資料の収集・提供」「相談」「活動支援」「交流」「一時保育」の6つの柱で施策を実施するなど、機会に応じて幅広く取組を進めてきました。

男女共同参画を推進する市民意識の高揚を図るため、様々な分野にわたって、男女共同参画の視点で講座等を実施するとともに、劇や芝居、音楽等、多様な手法を用いて事業を展開しました。また、ワークショップ等の形式をより多く取り入れたり、市民の企画・運営による「ふらっとねやがわまつり」や市民企画講座等への支援を行うなど、市民のエンパワーメントの促進に努めました。「市立男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)」

の登録団体で組織する「ふらっとねやがわ連絡会」では、役員が中心となって講座や交流の場の企画・運営に携われ、市がその円滑な実施に向けた支援を行いました。さらに、講座等の実施時には一時保育を設けて、子育て中でも参加しやすいような環境づくりに努めました。

相談体制としては、従来から行っている「女性の心の悩み相談（カウンセリング）」や情報提供を充実させるとともに、社会状況を反映して「男性のための悩み相談」や「女性のための法律相談」を開設し、男女の自立を促進してきました。さらに近年のDV被害者の増加・顕在化に伴い、平成16(2004)年に「寝屋川市DV被害者支援連絡会議」を設置し、市内の関係機関が連携を図り、被害者支援の充実に努めています。また、より円滑な連携を図るため、「寝屋川市DV被害者支援ハンドブック」を作成しました。

第3期ねやがわ男女共同参画プランの最終年を前に、平成21(2009)年には、新たなプラン策定の基礎資料を得るため、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「平成21年市民意識調査」）を実施し、市民の意識やニーズを把握し、今後の施策にいかすために課題の抽出を図りました。

第3期ねやがわ男女共同参画プランを推進してきた9年間で、少子高齢化の進行や家族形態の多様化を始めとする社会状況の変化、男女共同参画社会の実現に向けての法律の改正等がありました。これまで実施してきた関連施策の進捗状況を踏まえ、これらの状況の変化に対応するよう、「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、推進を図ります。

5. プランの概要

（1）プラン策定の経緯

本プラン策定に当たっては、学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する、男女共同参画審議会における数次にわたる審議のほか、男女共同参画に関する市民意識調査やパブリック・コメントで市民のみなさんの御意見等をいただき、市民参画によるプランの策定に努めました。策定されたプランは、男女共同参画社会の実現という目的のために、市民・地域社会、企業と行政が協働し、それぞれの役割を担い、課題を解決するための指針となるものです。

（2）プランの位置付け

- ①本プランは、男女共同参画社会基本法に基づいて、寝屋川市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのプランで、推進すべき基本方向とそれに基づく具体的施策を明らかにしています。

- ②本プランは、「第五次寝屋川市総合計画」を推進するための分野別計画で、子育て、保健、福祉等に関する計画と整合性を図りながら策定し、男女共同参画の視点で横断的にとらえています。
- ③本プランは、市民・事業者と市が一体となって行動するための指針となるものです。男女共同参画社会基本法に示された「国の責務・地方公共団体の責務・国民の責務」を踏まえ、「行政の役割」に加えて「市民・地域社会、企業の役割」を併記し、「市民の主体的な参画」を得ながら、取組を推進していこうとするものです。
- ④本プランの基本目標Ⅶの課題2から課題4を、寝屋川市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とみなします。

(3) プランの構成

本プランの構成は、プランが目指す7つの「基本目標」と、「基本目標」を実現するために取り組む「課題」、課題解決に向けた施策推進のための「施策の方向」を設定し、体系化しています。

(4) プランの期間

本プランの期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とします。

なお、社会状況の変化等、男女共同参画施策を取り巻く状況に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

2

第2章 市の男女共同参画に関する現状

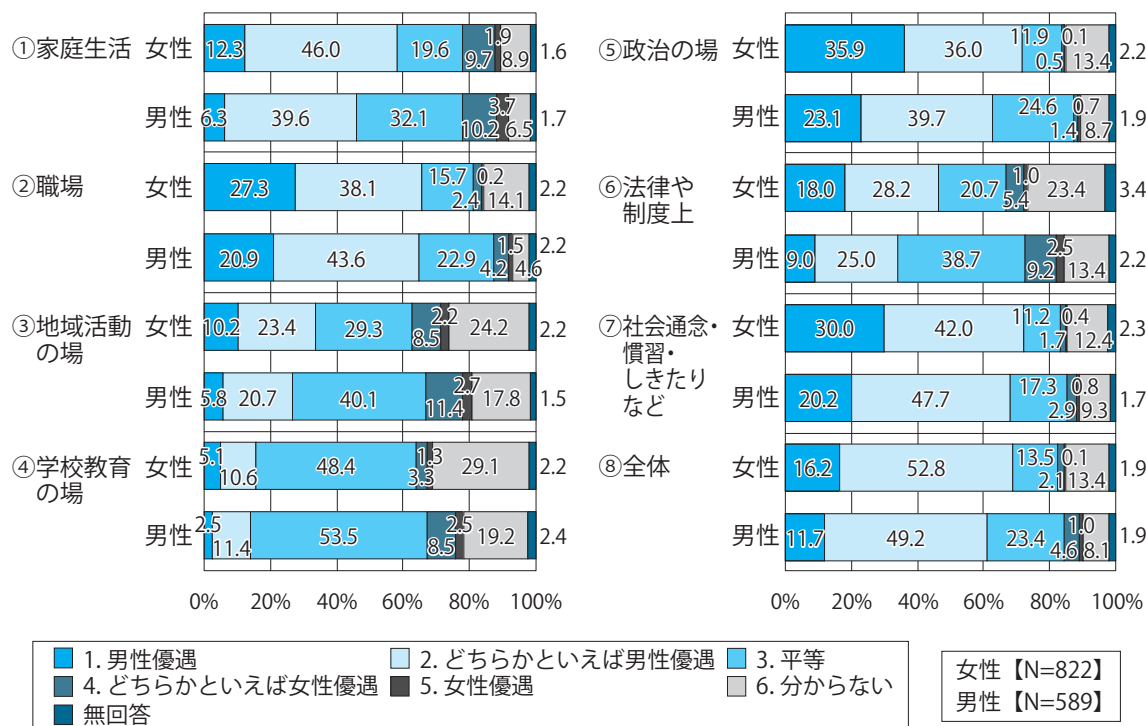
第2章 市の男女共同参画に関する現状

「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」の策定以降、社会情勢や経済の急激な変化に伴って、家族形態や人々の意識、ライフスタイルはますます多様化が進んでいます。社会情勢の変化は男女共同参画社会を実現する上で十分に考慮していく必要があります。

1. 依然として低い 男女の地位の平等感

「平成21年市民意識調査」では、8つの分野における男女の地位において「平等」と思う割合が最も高いのは「学校教育の場」で、男女共に約5割です。しかし、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「全体」、「職場」では「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」を合わせた割合が6割を超えており、様々な分野において不平等と感じている人が多いようです。

図 男女の地位の平等感



資料：「平成21年市民意識調査」

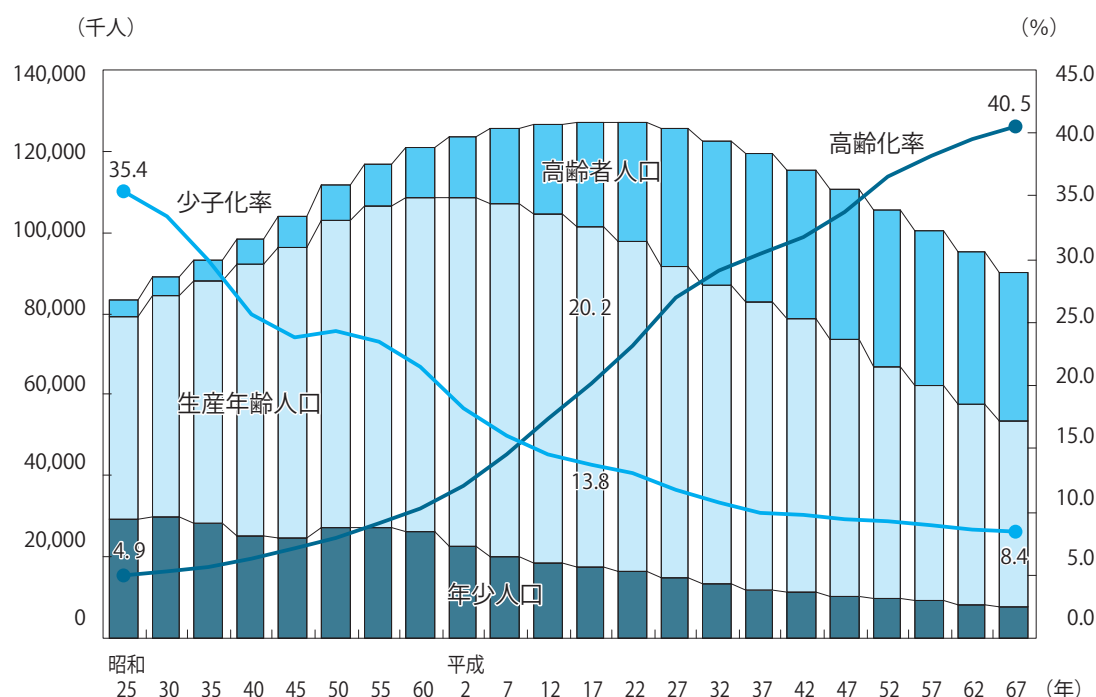
2. 人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行

我が国では、平成17(2005)年に総人口が戦後初めて前年を下回り、人口減少社会に突入しています。

本市においては、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が平成17(2005)年では17.3パーセントで、昭和55(1980)年の4.9パーセントの3倍以上となっています（国勢調査）。さらに、平成22(2010)年4月1日現在では、21.9パーセントとなっています（住民基本台帳人口及び外国人登録人口により算出）。また、合計特殊出生率は平成19(2007)年で1.15と、確実に少子高齢社会が進行しています。

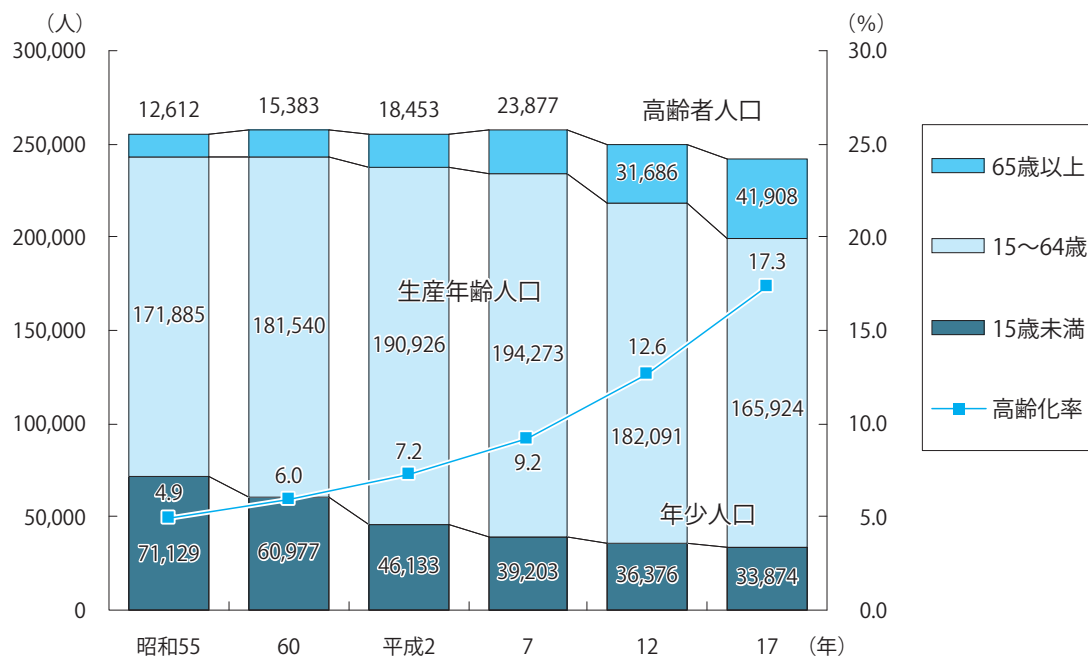
今後も少子高齢化が続くと、地域社会や経済を支える労働力人口が少なくなることから、地域や社会の活力衰退等、深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

図 少子高齢化の推移と将来推計（全国）



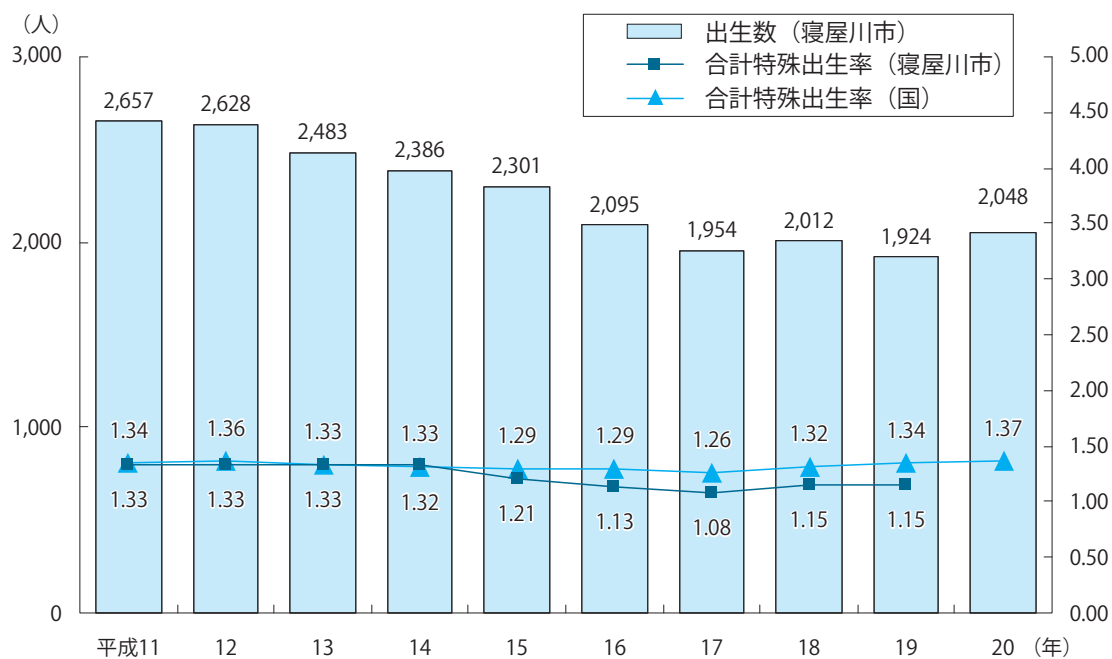
（注）我が国の年齢（3区分）別人口（10月1日現在）と0～14歳人口及び65歳以上人口比率の推移。
平成17年までは「国勢調査」、平成22年以降は「日本の将来推計人口」の中位推計による。
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成18年12月推計）

図 高齢化率と年齢（3区分）別人口（市）



(注) 総数には年齢不詳を含む。 資料：総務省「国勢調査」

図 出生数及び合計特殊出生率の推移（国・市）



(注) 寝屋川市の合計特殊出生率の平成11～14年は人口動態統計特殊報告の合計特殊出生率ベイズ推定値を使用。

平成15～19年は5歳階級別出生数及び各年7月1日の住民基本台帳・外国人登録人口より算出。

資料：「寝屋川市こどもプラン後期行動計画」平成22年3月

厚生労働省「人口動態調査」 厚生労働省「人口動態統計月報年計」平成21年

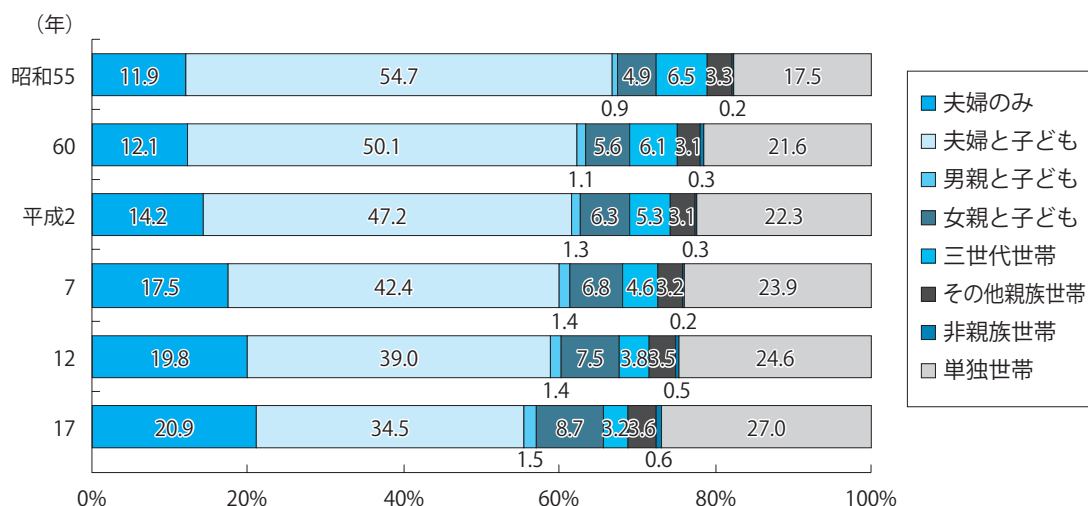
3. 家族形態の多様化、意識の変化

本市の世帯構成を見ると、これまで多数を占めていた「夫婦と子ども世帯」が減少し、「夫婦のみ世帯」、「単独世帯」、「女親と子ども世帯」が増加しています。特に、「単独世帯」は4世帯に1世帯以上と多くなっています。

また、国の「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果から、結婚に対して、個人の生き方の自由を尊重する人が多いことがうかがえます。

家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化が進んでいます。

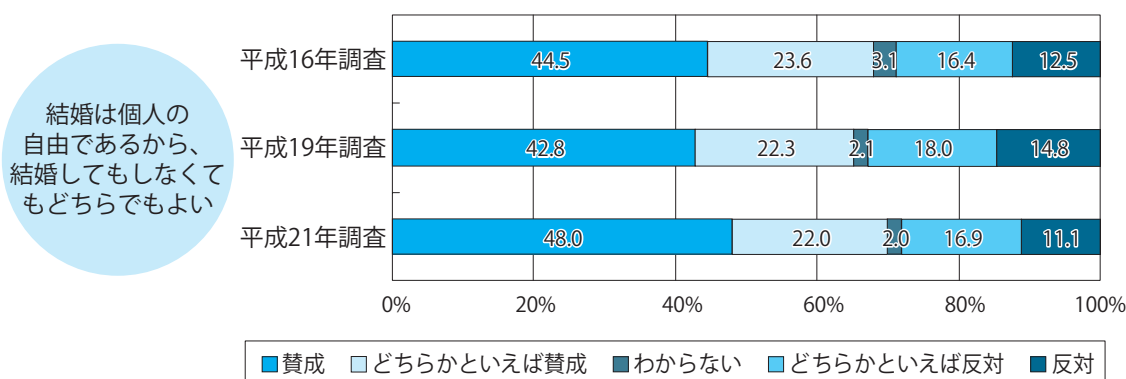
図 家族類型別構成比の推移（市）



（注）昭和55年は普通世帯、60年～平成17年は一般世帯である。普通世帯とは住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者のことをいい、一般世帯とは普通世帯に間借り・下宿、会社等の独身寮に居住している単身者を加えたものをいう。

資料：総務省「国勢調査」

図 結婚観に関する意識



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」



3

第3章 プランの体系

3

第3章 プランの体系

1. プランの体系図

基本目標 I

男女が共に参画する社会づくり

	施策の方向
課題1 政策・方針決定過程への女性の参画推進	(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2) 女性職員の管理職への積極的な登用 (3) 地域等における方針決定過程への男女の対等な参画促進
課題2 地域における男女共同参画の促進	(1) 男女で共に支える地域活動の促進 (2) 防災や環境、まちづくりなどへの男女共同参画の促進 (3) 地域活動への参加を促進するための環境づくり

基本目標 II

男女共同参画社会実現に向けた文化の創造

	施策の方向
課題1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女の人権尊重に関する法律の理解の促進 (2) 男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実 (3) 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し (4) 表現における男女共同参画の推進
課題2 生涯にわたる男女共同参画にかかわる教育や学習の推進	(1) 男女平等保育・教育の推進 (2) 学校教育における人権尊重に基づいた性教育の推進 (3) 教職員、保育士への男女共同参画の推進 (4) 性別役割にとらわれない家庭教育の促進と保護者との連携 (5) 男女共同参画の視点での学習機会の提供と支援
課題3 国際社会への理解	(1) 国際規範の認識の促進 (2) 「開発と女性」への理解の促進
課題4 性別にとらわれない活動の推進	(1) 男女共同参画を推進する市民等のエンパワーメントの支援 (2) 男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援 (3) 男女共同参画社会を目指すスポーツ活動の推進と支援 (4) パソコンを活用した活動等の支援

基本目標
Ⅲ

働く場での男女共同参画の推進

	施策の方向
課題1 男女の働く権利の確立	(1) 労働に関する法律・権利の周知 (2) 性別にとらわれない労働観・職業観の醸成
課題2 就業や起業に関する支援	(1) 就労継続への支援 (2) 再就職への支援 (3) 起業に関する情報の提供 (4) 女性の活用促進に関する企業への働きかけ
課題3 行政内部における男女平等の推進	(1) 採用・配置における男女平等の推進 (2) 市職員の研修の充実

基本目標
Ⅳ

仕事と生活の調和の実現

	施策の方向
課題1 男女共同参画の子育て支援の促進	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 仕事と子育ての両立に向けた支援 (3) 男性の子育てへの参画促進
課題2 仕事と生活の両立支援	(1) 仕事と生活の両立に向けた支援 (2) 仕事と生活の両立に向けた啓発 (3) 男性の育児・介護休業取得促進 (4) 女性のライフプランニング支援

基本目標
Ⅴ

あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備

	施策の方向
課題1 看護・介護への社会的支援	(1) 介護施策の充実 (2) 男性の看護・介護への参画促進と支援
課題2 高齢者や障害者の自立と連帯への支援	(1) 高齢者への自立支援 (2) 障害者への自立支援 (3) 男女共同参画による福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動の支援
課題3 多様な家族への理解と生活支援	(1) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進 (2) 多様な家族への生活支援
課題4 地域に居住する外国人女性への理解と支援	(1) 市内に在住する外国人女性への支援 (2) 多文化共生への理解促進

基本目標
Ⅵ

生涯を通じた心と身体健康づくり

	施策の方向
課題 1 生涯を通じた女性の健康づくり	(1) 生涯の各時期に応じた健診の普及と必要な医療と連携した相談体制の整備 (2) 女性の健康づくりの支援
課題 2 性と生殖に関する健康と権利の保障	(1) 性と生殖に関する健康と権利についての意識の浸透 (2) 妊娠・出産・育児期の健診・相談の充実 (3) HIV／エイズ、性感染症についての予防啓発の推進
課題 3 男性の心身の健康づくり	(1) 男性の心身の健康づくりに向けた啓発 (2) 相談体制の充実

基本目標
Ⅶ

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

	施策の方向
課題 1 あらゆる暴力根絶に向けた環境づくり	(1) 暴力根絶に向けての啓発 (2) 暴力に対する相談・連携体制の充実
課題 2 配偶者等からの暴力（DV）根絶に向けた啓発の推進	(1) 配偶者等からの暴力（DV）防止に関する啓発の推進
課題 3 配偶者等からの暴力（DV）に対する相談体制の整備	(1) 相談体制の充実 (2) 連携体制の充実
課題 4 配偶者等からの暴力（DV）被害者への保護・自立支援	(1) 被害者保護のための支援 (2) 生活自立のための支援

2. 基本目標と施策の方向

基本目標 I

男女が共に参画する社会づくり

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

【現状と課題】

男女が共に暮らしやすいまちを形成していくためには、方針決定過程に女性の参画を促し、多様な視点を取り入れることが重要です。

国際的に見ると日本のGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）の順位は年々下降傾向にあります。

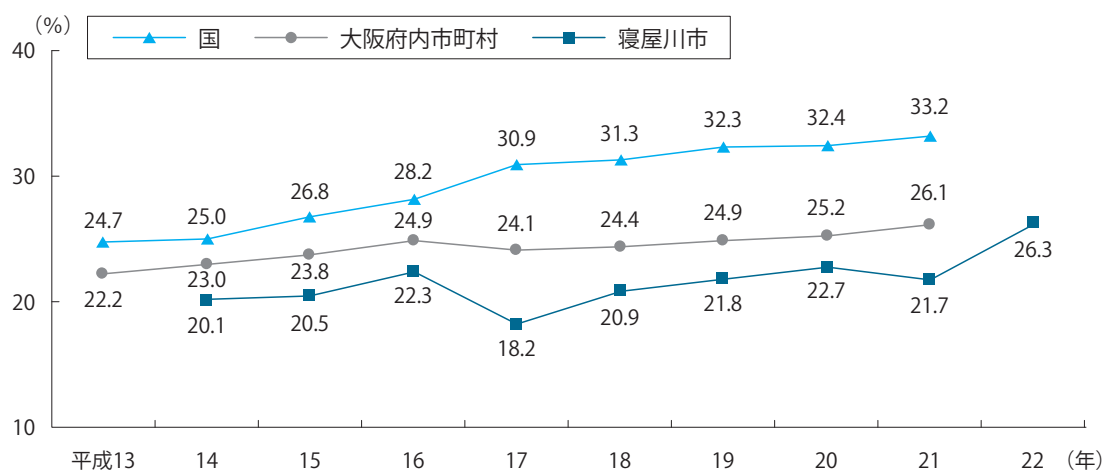
本市においては、平成22(2010)年4月1日現在、女性委員の比率は、行政委員会が11.4パーセント、審議会等が26.3パーセントで、女性委員の1人もいない行政委員会・審議会等は31機関中9あり、今後も女性の参画を推進していく必要があります。

地域における活動においては、様々な活動を担っている女性が多いにもかかわらず、方針決定過程への参画に女性が少ないなど、性別や年齢に偏りがある実態が見えてきます。

今後は、女性の参画の意義について意識啓発を進めることが重要です。また、女性自身がリーダーになるべく積極的に挑戦する意欲を持つと同時に、リーダーの育成が望まれます。

市職員の女性管理職（係長以上）比率は、平成22(2010)年4月1日現在で16.2パーセントと、平成14(2002)年4月1日現在の11.1パーセントと比べて5.1ポイント高くなっています。平成22(2010)年4月1日現在、市職員の女性比率が42.6パーセントであることから、より一層、取組を進める必要があります。

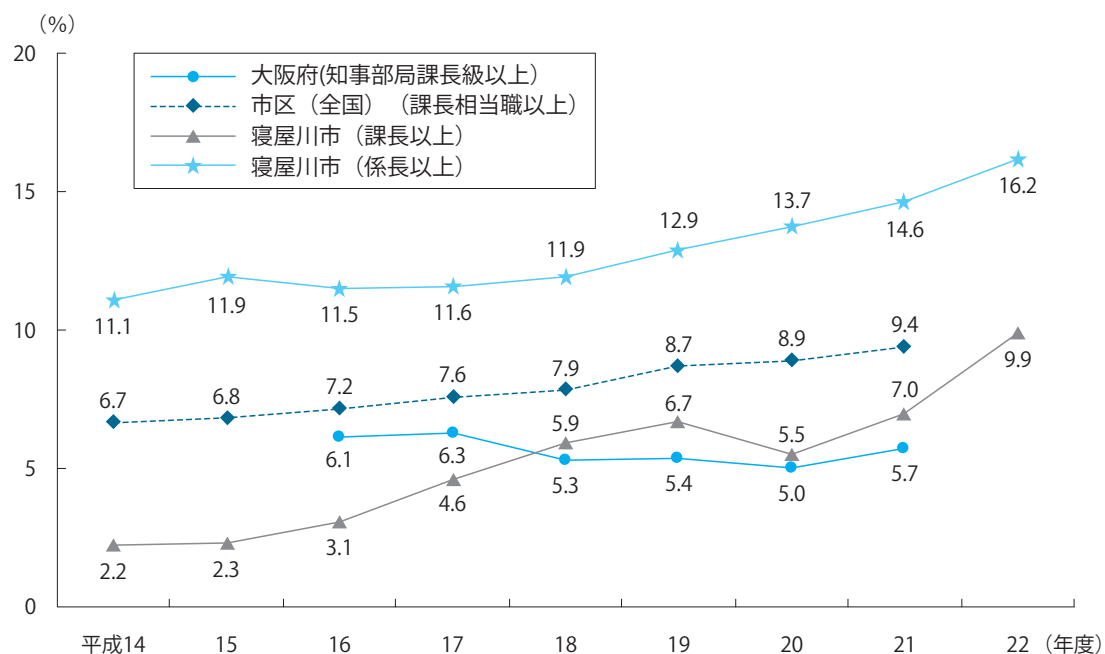
図 審議会等委員の女性委員比率の推移（国・府内市町村・市）



（注）国の値は、各年9月30日現在。大阪府内市町村の値は平成13年のみ6月1日現在、その他の年の値、寝屋川市の値は、各年4月1日現在。

資料：国、大阪府内市町村の値は「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成21年度版年次報告書より
寝屋川市の値は市総務課調べ

図 府・市町村職員の女性管理職比率の推移（府・市区（全国）・市）



（注）寝屋川市は各年度4月1日現在。

資料：市区（全国）は内閣府「男女共同参画白書」平成22年版より
大阪府は大阪府人事課調べ
寝屋川市は市人事室調べ

表 HDI 及び GEM における我が国の順位の推移

報告書 発行年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
HDI (値)	9/62 (0.928)	9/173 (0.933)	9/175 (0.932)	9/177 (0.938)	11/177 (0.943)	7/177 (0.949)	8/177 (0.953)	8/179 (0.956)	10/182 (0.960)
GEM (値)	31/64 (0.520)	32/66 (0.527)	44/70 (0.515)	38/78 (0.531)	43/80 (0.534)	42/75 (0.557)	54/93 (0.557)	58/108 (0.575)	57/109 (0.567)

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成21年版、平成22年版

HDI 値（人間開発指数）

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出している。

GEM 値（ジェンダー・エンパワメント指数）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対し、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員、専門職・技術職、管理職それぞれに占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）市の政策・方針決定過程への女性の参画推進 ○審議会等への女性委員の登用比率30パーセント以上を目標に、登用を積極的に進めます（総務課・人権文化課・全部局） ○女性委員がない審議会等の解消に努めます（総務課・人権文化課・全部局） ○市政への意見反映の場への女性の積極的な参画を促進します（広報広聴課）	○市政に関心を持ち、審議会等に積極的に参画しましょう ○市政に関心を持ち、審議会等に積極的に参画しましょう ○市政に関心を持ち、意見反映の場に積極的に参画しましょう
（２）女性職員の管理職への積極的な登用 ○女性職員の管理職への登用を30パーセントを目標に進めます（人事室） ○女性教員の管理職への登用を進めます（学務課）	○女性職員の管理職登用について、理解を深めましょう ○女性教員の管理職登用について、理解を深めましょう
（３）地域等における方針決定過程への男女の対等な参画促進 ○地域やコミュニティ活動における女性指導者の育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めます（市民活動振興室・全部局）	○地域やコミュニティ活動において、女性が進んで指導的役割を果たすよう努め、女性が参画しやすい環境づくりにも協力しましょう

課題2 地域における男女共同参画の促進

【現状と課題】

少子高齢化の進行とともに、生活や価値観の多様化によって、個人や家庭の孤立化傾向が進み、地域のつながりの希薄化が懸念されるなか、防災や環境、まちづくりなど、生活に密着した様々な課題に、男女が共にかかわることができる環境づくりが必要です。

地域は生活の基盤であることから、男女共同参画という考え方が社会の隅々に浸透し定着するためには、地域での取組が極めて重要です。地域団体等との連携を強化しながら、老若男女が地域の活動に積極的な参加・参画ができるよう施策を進めることが求められています。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（1）男女で共に支える地域活動の促進 ○男女共同参画の視点に立って市民活動等の情報提供を行い、ネットワーク化を促進します（市民活動振興室・全部局） ○男性の地域活動への参加を促し、様々な市民が主体的に参加・参画できるよう働きかけます（市民活動振興室・こども室・全部局）	○地域の様々な活動等への関心を高め、積極的に参加しましょう ○社会的な課題解決に向けた市民活動等において、行政との協働を進めましょう ○様々な地域活動を男女が一緒になって支え合い、多様な人が参加・参画しやすい環境づくりに努めましょう
（2）防災や環境、まちづくりなどへの男女共同参画の促進 ○環境保全、まちづくりなどの分野において女性の参画を進めます（環境政策課・人権文化課・全部局） ○地域の消防・防災活動に、男女が対等に主体的に参加・参画できるよう働きかけるとともに、男女双方の視点に十分配慮して、防災・災害復興体制の充実に努めます（危機管理室） ○犯罪防止に向けて、男女双方の視点に十分配慮して、防犯活動を推進します（危機管理室）	○環境保全、まちづくりなどに関心を持ち、方針決定過程から女性が積極的に参画するよう協力しましょう ○地域に密着した消防活動、火災予防・救急講習活動等に男女が共に参加・参画しましょう ○地域に密着した防犯活動に男女が共に参加・参画しましょう
（3）地域活動への参加を促進するための環境づくり ○トイレ等、あらゆる公共的施設を整備し、民間の公益的施設への設置についても働きかけます（まちづくり指導課・建築営繕課）	○民間の公益的施設において、すべての市民が社会参加・参画ができるようにトイレ等の整備に努めましょう

課題1 男女共同参画の意識づくり

【現状と課題】

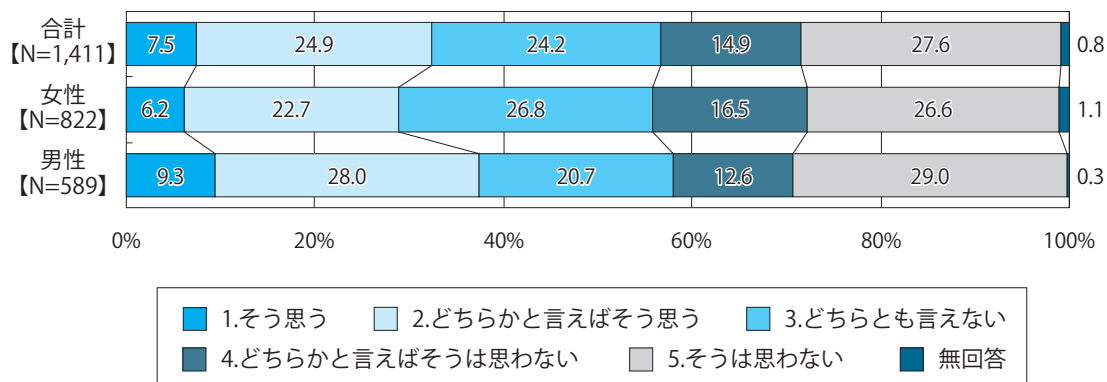
「平成21年市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という^{※6}固定的な性別役割分担意識に反対の割合が賛成の割合より若干高く、女性のほうが反対の割合が多くなっています。

しかし、その一方で、「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」、「妻子を養うのは男の責任である」、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」に「そう思う」と回答した割合はそれぞれ6割を超えており、具体的な意識や行動については、性別によって役割を固定した考え方が根強いことが分かります。

また、男女共同参画に関する言葉について「内容を知っている」と「見聞きしたことがある」を含めたものを認知度とすると、「DV(ドメスティック・バイオレンス)」、「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」は9割程度と高くなっています。「男女共同参画社会基本法」や「ジェンダー(社会的・文化的性別)」の認知度は男女共に4～6割程度で、内容まで知っている人は2割に満たない状況ですが、前回調査と比べると、大幅に高くなっています。

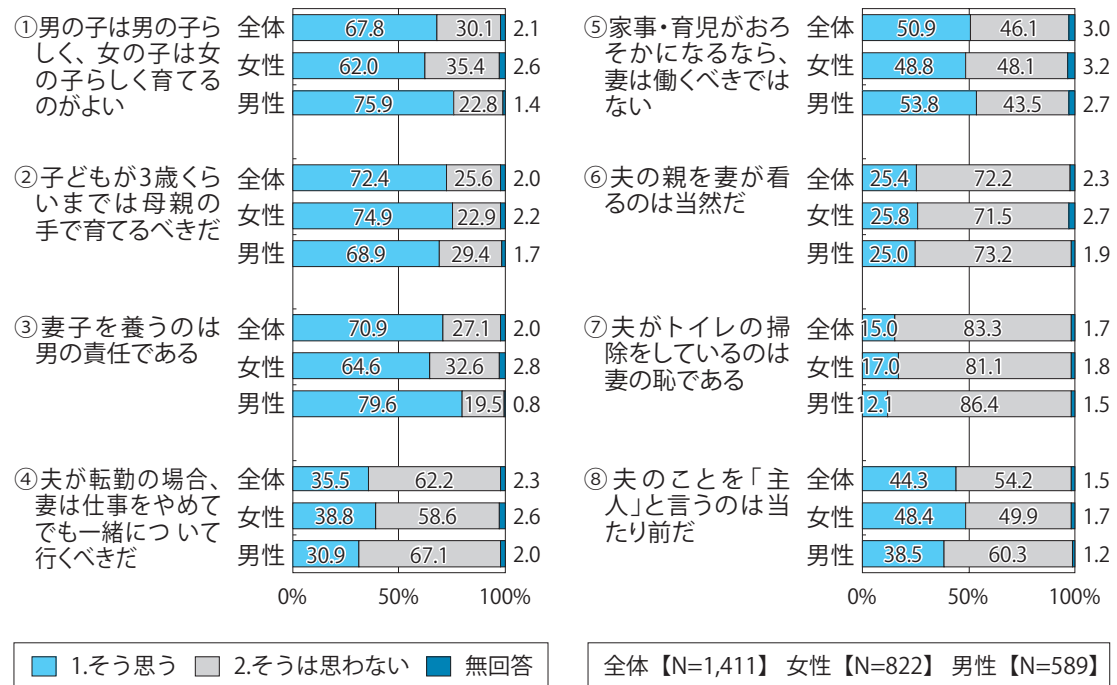
だれもが幸せに暮らすことのできる持続的発展の可能な社会を実現するためには、これまでの固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共にあらゆる分野で喜びも責任も分かち合う文化を創造することが重要です。

図 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について



資料：「平成21年市民意識調査」

図 性別役割に基づく考え方



資料：「平成21年市民意識調査」

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）男女の人権尊重に関する法律の理解の促進 ○「男女共同参画社会基本法」を始めとする男女共同参画にかかわる法律等について情報提供や学習機会の提供に努めます（人権文化課）	○学習機会等を積極的に活用し、男女の人権尊重について、理解を深めましょう
（２）男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実 ○男女共同参画プランや市民意識調査の結果等の情報提供に努めます（人権文化課） ○性別に基づく固定観念にとらわれない生き方を考える機会を提供するために、広報・啓発活動を行います（人権文化課） ○広報紙やチラシ、ホームページ等、様々な媒体を通じ広報・啓発活動を行います（広報広聴課・人権文化課）	○男女共同参画に関する市の現状や目標について理解を深めましょう ○性別に基づく固定観念にとらわれない生き方について理解を深めましょう ○行政から発信される情報を積極的に活用しましょう

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
○科学分野等、女性が少なかった分野や男性が少なかった分野へのそれぞれの参画について啓発を行います (人権文化課) ○男性にとっての男女共同参画社会の意義や責任、男性の地域・家庭への積極的な参加・参画を促す啓発活動を進めます (人権文化課) ○男女共同参画に関する図書やDVD、資料等の収集、提供に努めます (文化スポーツ振興課・中央図書館・人権文化課) (3) 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し ○慣行の歴史的な経過や背景について、男女共同参画の視点に立って考える機会や情報を提供します (中央図書館・人権文化課) ○性別に基づく固定観念にとらわれず活躍した人を紹介し、慣行について考える機会を提供します (人権文化課) (4) 表現における男女共同参画の推進 ○「表現活動に関するガイドライン」に沿って性別に基づく固定観念にとらわれない視点での表現、編集を進めます (広報広聴課・人権文化課・全部局) ○メディアにおける表現について、性別に基づく固定観念にとらわれない視点で見直す力を養う機会の提供等や市民の自主的な活動を支援します (人権文化課)	○科学分野等、女性が少なかった分野や男性が少なかった分野へのそれぞれの参画について理解と支援を進めましょう ○男女共同参画の視点で男性の地域・家庭生活の充実を図りましょう ○様々な情報を積極的に活用して男女共同参画について理解を深めましょう ○慣行の由来を知って、男女共同参画の視点で考えてみましょう ○性別に基づく固定観念にとらわれず活躍した人の生き方から、慣行について考えてみましょう ○性別に基づく固定観念にとらわれない視点で刊行物の表現を見直しましょう ○性別に基づく固定観念にとらわれない視点で刊行物の表現に努めましょう ○メディアにおける表現やメディアから発信される情報を、性別に基づく固定観念にとらわれない視点で読み解く力を身につけるよう努めましょう

課題2 生涯にわたる男女共同参画にかかわる教育や学習の推進

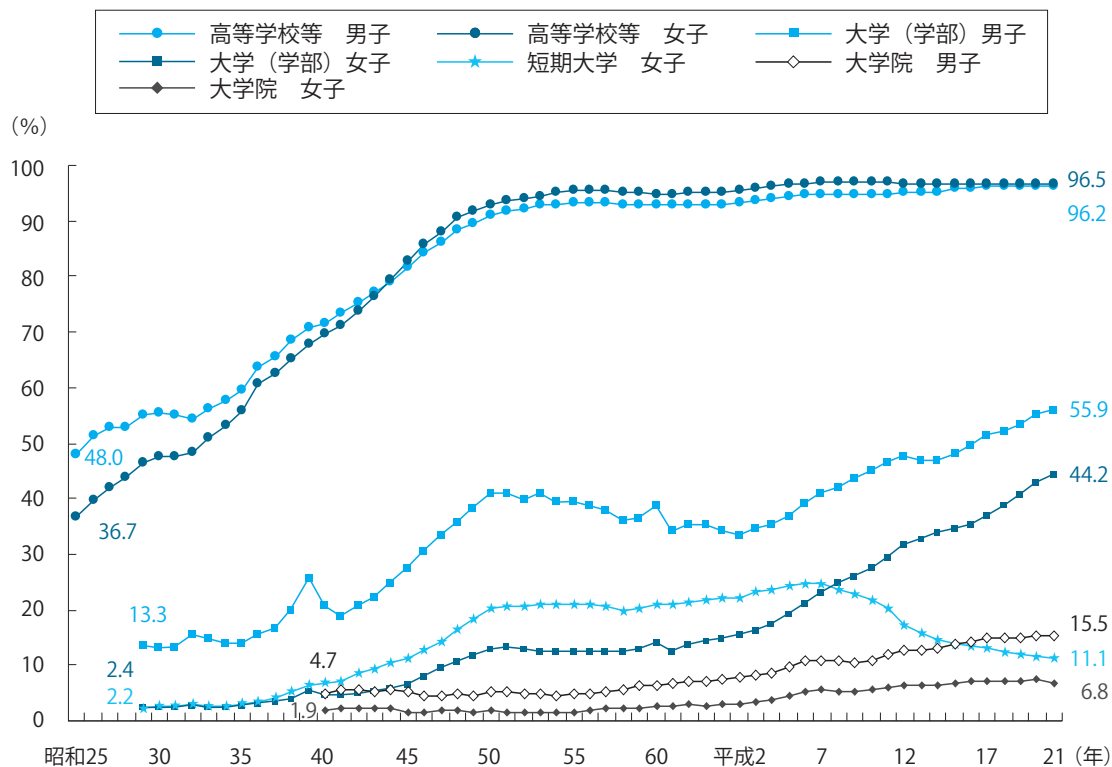
【現状と課題】

現在、市内の中学校においては、職業体験等を通して、早い段階から職業観・労働観の育成に努めているところです。

しかし、大学等の高等教育の選択においては、女子学生が理工系分野を選択する割合が低く、男女で専攻分野に偏りが見られます。性別にかかわらず、一人一人が個性と能力に応じて多様な選択ができるよう、※7 キャリア教育という観点から、これまで以上に男女共同参画にかかわる教育・保育を推進し、幅広く進路を選択できるよう支援していくことが求められています。

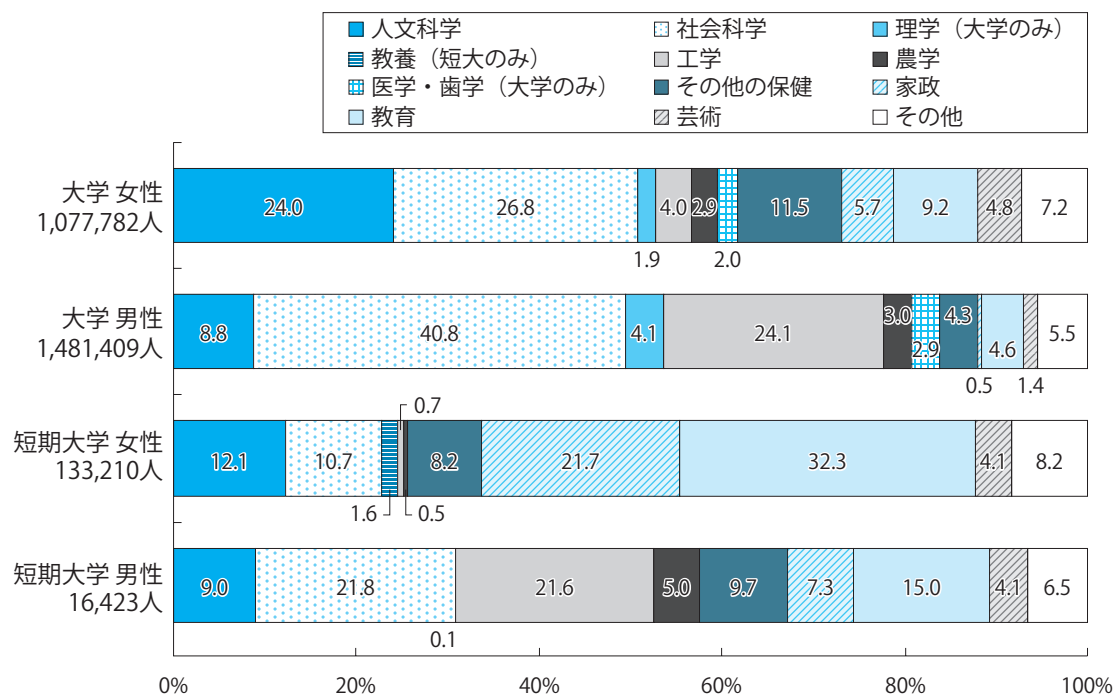
また、成人にとっては、近年の急速な社会の構造的な変化の中で、一人一人が社会の変化に柔軟に対応し、自己の能力開発のための教育や学習の機会が確保されていることは重要です。生涯を通して、学びたい人が「いつでも」「どこでも」学べるように多様な学習機会の充実に努める必要があります。

図 学校種類別進学率の推移（全国）



資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版

図 大学・短期大学生の専攻分野別構成（全国）



資料：文部科学省「学校基本調査」平成22年度

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）男女平等保育・教育の推進 ○男女平等を推進する保育、教育の充実を図ります （こども室・学務課・教育指導課） ○小・中学校・幼稚園・保育所等へ、男女平等の意識づくりを進めるために、情報提供に努めます（人権文化課） ○児童・生徒が個性や能力に応じて主体的に進路を選択する能力を身につけられるよう、職業体験や進路指導の充実を図ります（教育指導課） （２）学校教育における人権尊重に基づいた性教育の推進 ○児童・生徒の自尊感情の確立と性的自己決定力が高められるよう、性教育の指導に努めます（教育指導課） ○HIV／エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透に努めます（教育指導課） ○教職員を対象とする人権尊重の視点からの性教育研修の充実を図ります（教育研修センター）	○男女平等保育、教育の実践に理解を深め、家庭でも取り入れましょう ○進路や職業選択において性別による固定観念をなくすよう努めましょう ○企業等は児童・生徒による体験学習の機会や場の提供に協力しましょう ○家庭や地域で子どもが自尊感情を高めるよう支援し、人権尊重に基づく性教育を各家庭に応じた形で実践しましょう ○HIV／エイズや性感染症に関する正しい理解を深めましょう

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（３）教職員、保育士への男女共同参画の推進 ○保育所の保育士、幼稚園、小・中学校の教員を対象に男女平等を推進するため、研修の充実を図ります（こども室・学務課・教育研修センター） （４）性別役割にとらわれない家庭教育の促進と保護者との連携 ○広報紙や情報誌、講座等を通じて、「女らしさ、男らしさ」にとらわれない、子どもの人権を尊重する家庭教育を促進します（広報広聴課・地域教育振興課・人権文化課） ○市立校園のPTA活動へ男女の積極的な参画を働きかけます（地域教育振興課） ○市立校園のPTA活動へ男女共同参画の視点に立った研修への参加を働きかけます（地域教育振興課） （５）男女共同参画の視点での学習機会の提供と支援 ○講座等の開催や交流の場の提供を積極的に行います（人権文化課） ○演劇や音楽等、様々な手法を用いて男女共同参画の理念の浸透を図ります（人権文化課） ○講座等開催時の一時保育実施を推進します（人権文化課・関係各課） ○男女共同参画に関する講座や催しなどへの男性の参加促進を図ります（人権文化課） ○地域等での学習機会の提供に努めます（関係各課）	○子どもの人権について理解を深め、性別役割にとらわれない家庭教育を実践しましょう ○保護者は男女共にPTA活動へ積極的に参加しましょう ○PTA活動で、男女共同参画の視点に立った研修会へ積極的に参加しましょう ○講座等や交流の場を活用しましょう ○興味のある分野から、男女共同参画について考える機会に参加してみましょう ○一時保育を活用して、子育て中も講座等へ参加しましょう ○男性も男女共同参画に関する講座や催しなどに積極的に参加しましょう ○地域における学習機会を積極的に活用しましょう

課題3 国際社会への理解

【現状と課題】

我が国の男女共同参画施策は、国連等の国際的な女性の地位向上にかかる動きと連動して進められてきました。

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い条約等や、国際的な視点から見た現状について理解を深めていくことが大切です。

また、「※⁸開発と女性」についての関心を高め、その文化に敬意を払いつつ相互協力や交流を進める必要があります。

表 HDI、GEM、GGIにおける日本の順位（国）

①HDI(人間開発指数)			②GEM(ジェンダー・エンパワメント指数)			③GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.971	1	スウェーデン	0.909	1	アイスランド	0.828
2	オーストラリア	0.970	2	ノルウェー	0.906	2	フィンランド	0.825
3	アイスランド	0.969	3	フィンランド	0.902	3	ノルウェー	0.823
4	カナダ	0.966	4	デンマーク	0.896	4	スウェーデン	0.814
5	アイルランド	0.965	5	オランダ	0.882	5	ニュージーランド	0.788
6	オランダ	0.964	6	ベルギー	0.874	6	南アフリカ共和国	0.771
7	スウェーデン	0.963	7	オーストラリア	0.870	7	デンマーク	0.763
8	フランス	0.961	8	アイスランド	0.859	8	アイルランド	0.760
9	スイス	0.960	9	ドイツ	0.852	9	フィリピン	0.758
10	日本	0.960	10	ニュージーランド	0.841	10	レソト	0.750
11	ルクセンブルク	0.960	11	スペイン	0.835	11	オランダ	0.749
12	フィンランド	0.959	12	カナダ	0.830	12	ドイツ	0.745
13	米国	0.956	13	スイス	0.822	13	スイス	0.743
14	オーストリア	0.955	14	トリニダード・トバゴ	0.801	14	ラトビア	0.742
15	スペイン	0.955	15	英国	0.790	15	英国	0.740
16	デンマーク	0.955	16	シンガポール	0.786	16	スリランカ	0.740
17	ベルギー	0.953	17	フランス	0.779	17	スペイン	0.734
18	イタリア	0.951	18	米国	0.767	18	フランス	0.733
19	リヒテンシュタイン	0.951	19	ポルトガル	0.753	19	トリニダード・トバゴ	0.730
20	ニュージーランド	0.950	20	オーストリア	0.744	20	オーストラリア	0.728
21	英国	0.947	21	イタリア	0.741	21	バルバドス	0.724
22	ドイツ	0.947	22	アイルランド	0.722	22	モンゴル	0.722
23	シンガポール	0.944	23	イスラエル	0.705	23	エクアドル	0.722
24	香港	0.944	24	アルゼンチン	0.699	24	アルゼンチン	0.721
25	ギリシャ	0.942	25	アラブ首長国連邦	0.691	25	カナダ	0.720
26	韓国	0.937	26	南アフリカ共和国	0.687	26	モザンビーク	0.720
27	イスラエル	0.935	27	コスタリカ	0.685	27	コスタリカ	0.718
28	アンドラ	0.934	28	ギリシャ	0.677	28	バハマ	0.718
29	スロベニア	0.929	29	キューバ	0.676	29	キューバ	0.718
30	ブルネイ	0.920	30	エストニア	0.665	30	リトアニア	0.718
55	リビア	0.847	55	ベネズエラ	0.581	55	エルサルバドル	0.694
56	オマーン	0.846	56	キルギス	0.575	56	コロンビア	0.694
57	セーシェル	0.845	57	日本	0.567	57	ウルグアイ	0.694
58	ベネズエラ	0.844	58	スリナム	0.560	58	ウズベキスタン	0.691
59	サウジアラビア	0.843	59	フィリピン	0.560			
60	パナマ	0.840	60	ロシア	0.556	101	日本	0.645

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版

HDI 値（人間開発指数）

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出している。

GEM 値（ジェンダー・エンパワメント指数）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対し、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員、専門職・技術職、管理職それぞれに占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

GGI 値（ジェンダー・ギャップ指数）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。GEMが、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできる。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）国際規範の認識の促進 ○「女子差別撤廃条約」等、女性の人権に関する国際的な条約の情報提供に努め、理解と普及を図ります（人権文化課） ○国際的な視点から見た男女共同参画の現状について講座や情報提供を行います（人権文化課）	○女性の人権に関する国際的な条約について関心を持ち、理解を深めましょう ○国際的な視点から見た男女共同参画の現状について理解を深めましょう
（２）「開発と女性」への理解の促進 ○「開発と女性」への関心を高めるような講座や情報の提供に努めます（人権文化課）	○開発における女性の役割や現状について関心を持ちましょう

課題4 性別にとらわれない活動の推進

【現状と課題】

我が国の女性は、世界に誇る長寿と高い水準の教育にもかかわらず、根強く残る固定的な性別役割分担意識や社会構造等によって、その能力を十分に発揮できているとは言えません。

女性が潜在的に持っている力を発揮（エンパワーメント）できるよう、学習機会の充実を始め、地域や職場等で活躍する女性たちが連携できるような情報提供や交流の場づくりなどの支援が求められています。

また、男女共同参画社会の実現には、女性と男性が対等な立場で、あらゆる分野に参画することによって、これまでと違う視点を加えることが重要になってきます。

特に、子育てや介護、防災・防犯、環境、まちづくりなど、地域の課題解決への取組は行政だけで担えるものではなく、住民一人一人の力が重要になります。

老若男女それぞれが自立心を持って生活しつつ、周りの人々と協働することができるよう、力を養う機会や情報の提供とともに、関係機関や団体との連携も含めて施策を推進する必要があります。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）男女共同参画を推進する市民等のエンパワメントの支援 ○女性のエンパワメントを目指す講座の充実や、市民の自主的な男女共同参画社会づくりの学習活動の推進を図ります（人権文化課） ○男女共同参画を考える催しや市民企画による講座等の実施を推進します（人権文化課） ○講座や催しを通じて市民の自主的な活動を支援し、グループ形成やネットワークづくりを促進します（市民活動振興室・社会教育課・人権文化課） ○市民活動団体等に関する情報の収集・提供に努めます（市民活動振興室・社会教育課・人権文化課） （２）男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援 ○市民が共に担う文化創造活動の推進と支援に努めます（教育指導課・文化スポーツ振興課・人権文化課） （３）男女共同参画社会を目指すスポーツ活動の推進と支援 ○市民が共に楽しめるスポーツの場の提供に努めます（文化スポーツ振興課） （４）パソコンを活用した活動等の支援 ○市民がパソコンの知識や技術を習得し、活用する力を養うための講座を実施します（社会教育課・人権文化課） ○インターネット等の情報化に対応した市民のネットワークづくりの促進を図ります（情報化推進課・人権文化課）	○男女共同参画社会づくりのための学習活動に参加したり、自主的な学習活動でエンパワメントしましょう ○催しや講座の企画に取り組んでみましょう ○グループ形成やネットワークづくりを進めましょう ○市民活動団体等に関する情報を活用しましょう ○地域の文化創造活動に積極的に参加しましょう ○企業、事業主は地域、市民と共に文化創造活動を進めましょう ○市民が共に楽しめるスポーツへの参加の機会を積極的に活用しましょう ○パソコンの知識や技術の習得を心がけて活用しましょう ○企業等は市民のパソコン学習を支援しましょう ○インターネット等の情報技術を活用しましょう

働く場での男女共同参画の推進

課題 1 男女の働く権利の確立

【現状と課題】

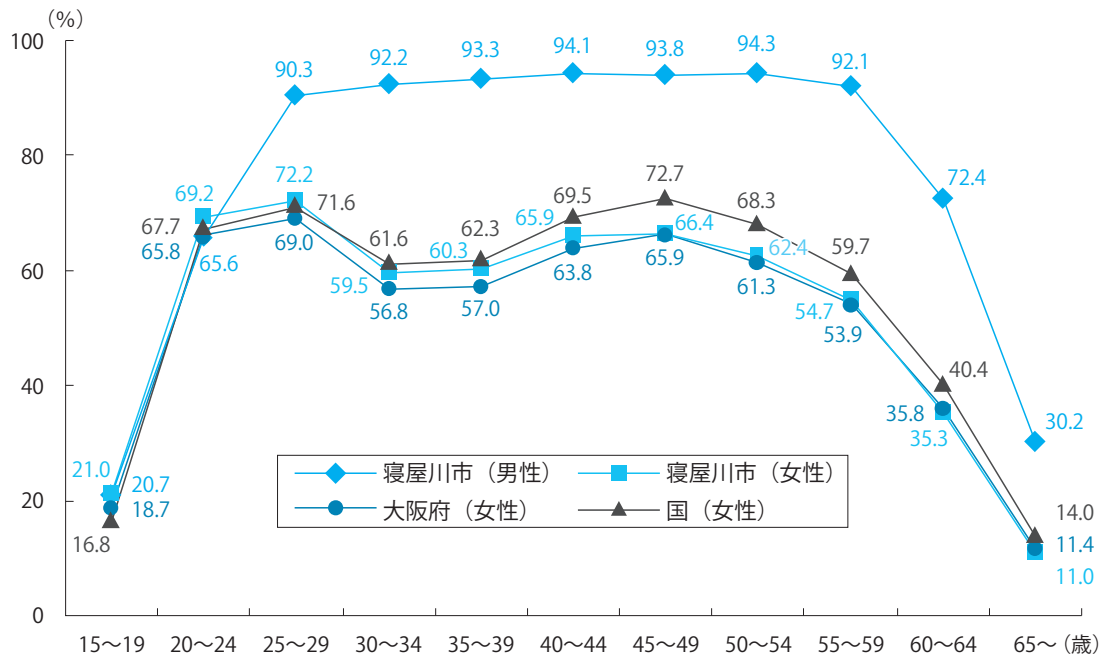
平成19(2007)年の大阪府の「就業構造基本調査」によると、大阪府では、「パート」や「アルバイト」等の非正規就業者の割合は、男性は平成9(1997)年の12.4パーセントから平成19(2007)年には23.4パーセント、女性は46.4パーセントから58.8パーセントと男女共に上昇し、特に女性の場合は過半数を超えています。

また、本市においては、雇用者の43.2パーセント(平成17年国勢調査)を女性が占めていますが、女性の年齢階級別労働力率では、全国に比べて40歳代後半から50歳代の2つ目の山の部分で、大阪府と同様、全国平均を下回っています。

全国的にみると、平成9(1997)年以降、共働き世帯が過半数を超え、既婚女性の働く割合が多くなっているものの、国の資料では、第1子の出産を機に女性の70パーセントが退職しているというデータもあり、こうした状況を背景に、賃金の男女格差、女性の管理職の割合の低さが生じ、職場における男女の実質的な機会と待遇の均等が達成されにくくなっています。

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少している中では、働く場での男女共同参画を推進し、一人一人の男女労働者が能力を十分に発揮することが重要になってきます。男女雇用機会均等法を始めとした、男女が平等に働くための法制度に関する情報の提供や学習の機会を充実し、ライフステージの各段階に応じた働きやすい環境の整備への支援が重要です。

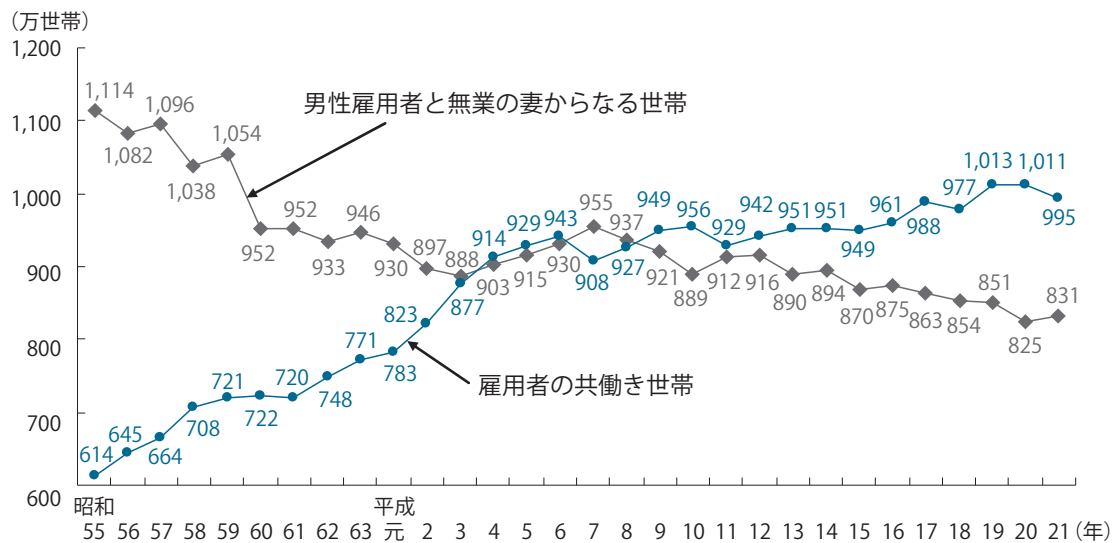
図 性別・年齢階級別労働力率（全国（女性）・府（女性）・市）



（注）総数には労働力状態「不詳」を含む

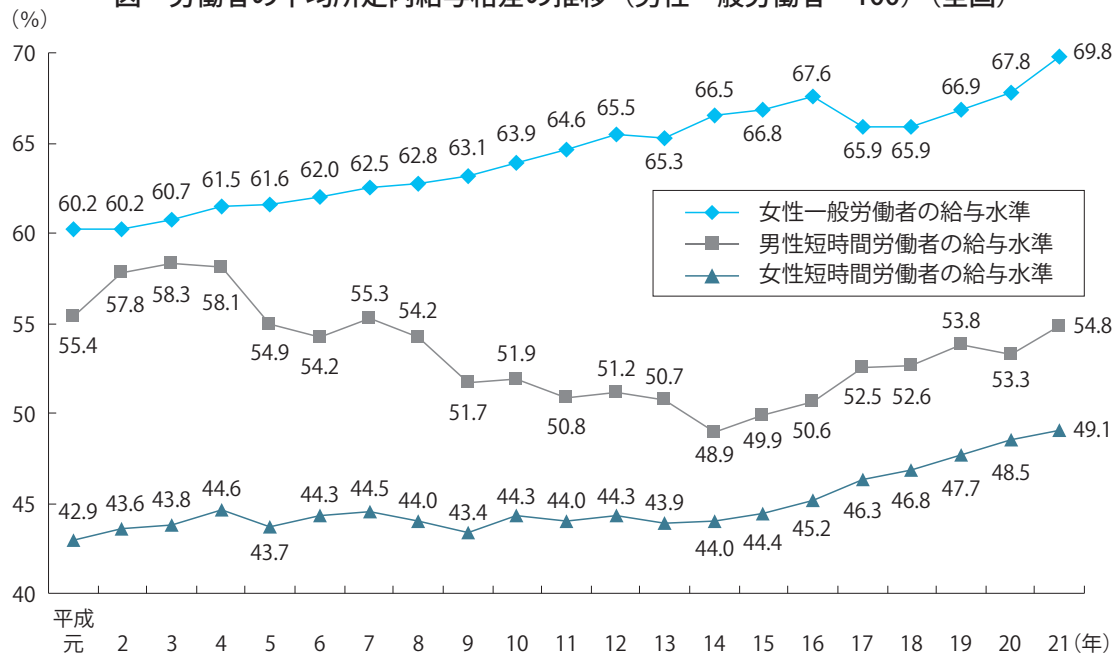
資料：総務省「国勢調査」平成17年

図 共働き等世帯数の推移（全国）



資料：内閣府「男女共同参画白書」平成20年版、平成22年版

図 労働者の平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者＝100）（全国）



（注）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。男性及び女性短時間労働者は、男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（1）労働に関する法律・権利の周知 ○「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度の周知を図り、働く場における男女共同参画を促進します（産業振興室・人権文化課） ○女性労働者が、妊娠、出産等により、不利益を被らないよう、企業、事業主に対して啓発に努めます（産業振興室） （2）性別にとらわれない労働観・職業観の醸成 ○児童・生徒が性別に基づく固定観念にとらわれない労働観・職業観を持てるよう指導を進めます（教育指導課） ○固定的な性別役割分担意識にとらわれず、働く女性・男性のモデルの情報提供を図ります（産業振興室・人権文化課）	○企業、事業主は「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度について熟知し、法律を遵守します ○「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度について学習し、労働者の権利について理解を深めましょう ○企業、事業主は、女性労働者の妊娠、出産等を理由とした不利益な取扱いを行いません ○性別に基づく固定観念にとらわれない労働観・職業観を養いましょう ○固定的な性別役割分担意識にとらわれず、働く女性・男性のモデルの情報を活用しましょう

課題2 就業や起業に関する支援

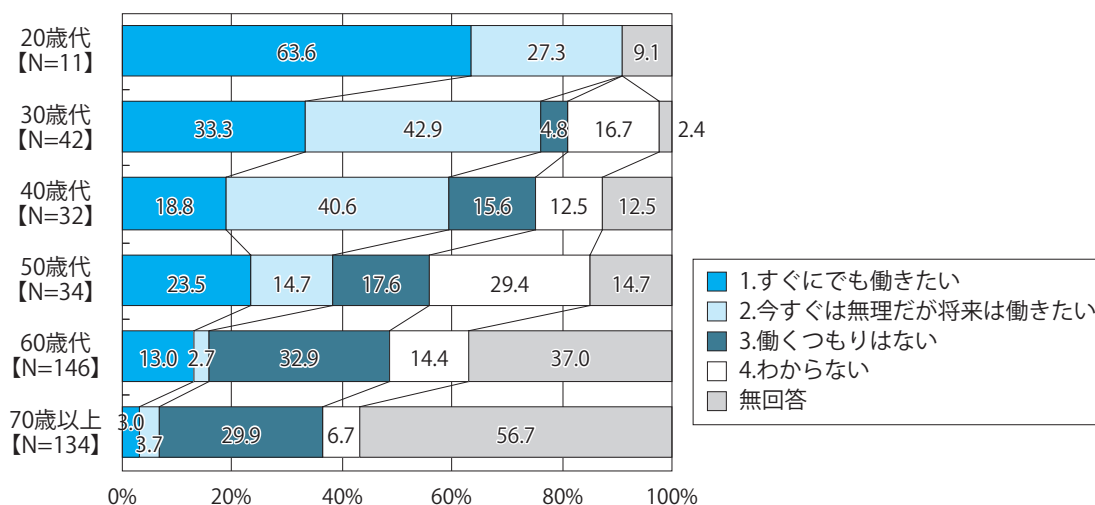
【現状と課題】

「平成21年市民意識調査」によると、現在働いていない40歳代以下の女性の約6割以上が「すぐにでも働きたい」又は「今すぐは無理だが将来は働きたい」と答え、30、40歳代の大半は「パート・アルバイト・人材派遣」という働き方を希望しています。

再就職等の際に女性が「パート・アルバイト・人材派遣」を望む背景には、家庭のことを女性が担わざるを得ない状況があることが考えられます。しかし、こうした働き方は、不安定で雇用条件が良くない場合が多く、長い目で見れば生涯賃金や老後の年金には大きな格差が生まれます。また、「パート・アルバイト・人材派遣」から「正社員」になることのハードルも低くありません。

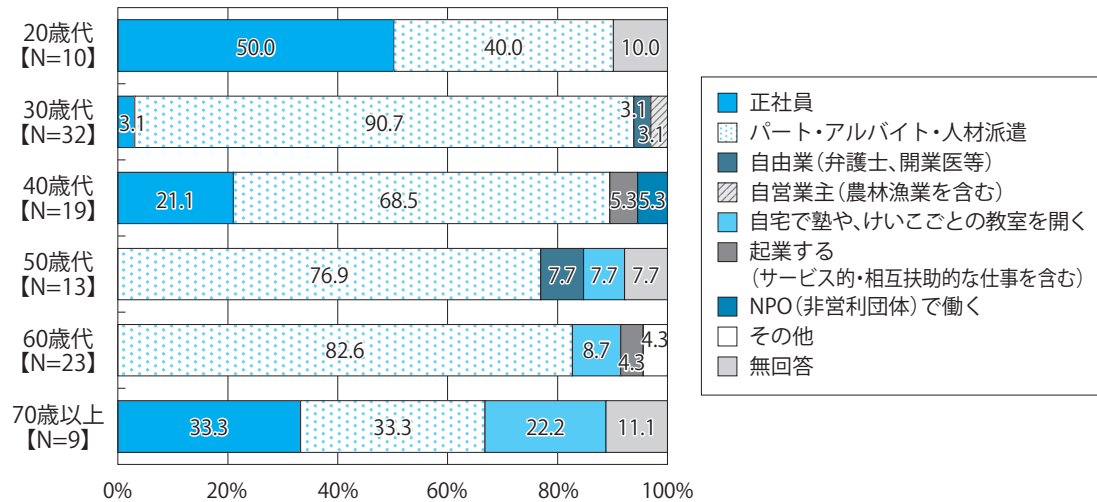
就労の場においては、今後、女性の能力が必要になってくるという観点から、就労継続や再就職、起業等、多様な働き方を可能にするために、関係機関と連携して事業者への働きかけや講座の開催、相談の充実等の施策が必要です。

図 就労の希望（女性）



資料：「平成21年市民意識調査」

図 希望する就業形態（女性）



資料：「平成21年市民意識調査」

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）就労継続への支援 ○能力向上や資格習得等、就労継続への支援制度の情報提供に努めます（産業振興室） ○多様な雇用形態の把握に努め、労働局等、労働に関する相談窓口の情報提供を行います（産業振興室）	○能力向上や資格習得等、就労継続への支援制度を活用しましょう ○労働に関する悩みなどがある人は、相談窓口を活用しましょう
（２）再就職への支援 ○職業安定所（ハローワーク）等、関係機関と連携し、就職機会に関する各種情報を提供します（産業振興室・人権文化課） ○再就職を希望する女性を支援する講座や再就職準備講座等を実施します（産業振興室・人権文化課） ○再就職に向けた資格習得等に関する情報を提供します（産業振興室）	○就職を目指している人は、就職機会に関する情報の把握に努め、経済的自立を目指しましょう ○再就職を目指す女性は、様々な機会をとらえ職業能力の向上に努めましょう ○企業、事業主は再就職を目指す女性を積極的に雇用しましょう
（３）起業に関する情報の提供 ○起業を目指す女性に対して、必要な知識等の情報提供や相談、学習機会の提供を行います（産業振興室・人権文化課） ○商工関係団体との情報交換に努めます（産業振興室）	○起業を目指す女性は、様々な機会をとらえ、必要な知識・技能を習得しましょう
（４）女性の活用促進に関する企業への働きかけ ○女性の活用促進に関する情報提供を行います（人権文化課）	○企業、事業主は女性の活躍促進に関する情報を活用しましょう

課題3 行政内部における男女平等の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に当たっては、行政自らが率先して男女平等の職場づくりに取り組むことにより、企業や地域活動団体等への波及効果が期待できます。

今後も男女雇用機会均等法にのっとり、男女平等の視点で募集・採用を進めるとともに、女性の職域拡大や人材育成に努め、男女が共に働きやすい職場づくりの観点からセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）の防止等の取組も、一層推進することが求められます。

また、あらゆる施策に男女共同参画の視点が浸透するよう、職員を対象にしたきめ細かい研修を継続的に実施していくことが必要です。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）採用・配置における男女平等の推進 ○人材活用の視点に立って女性職員の職域拡大や能力開発に努めます（人事室・全部局） ○男女雇用機会均等法にのっとり、男女平等の視点で募集・採用を行います（人事室） ○職員の配属・配置において、一方の性に偏らないよう努めます（人事室） （２）市職員の研修の充実 ○女性職員の意識向上と能力開発を図るための研修等を行います（人事室） ○男女共同参画に関する研修や情報提供を充実します（人事室・人権文化課）	

仕事と生活の調和の実現

課題1 男女共同参画の子育て支援の促進

【現状と課題】

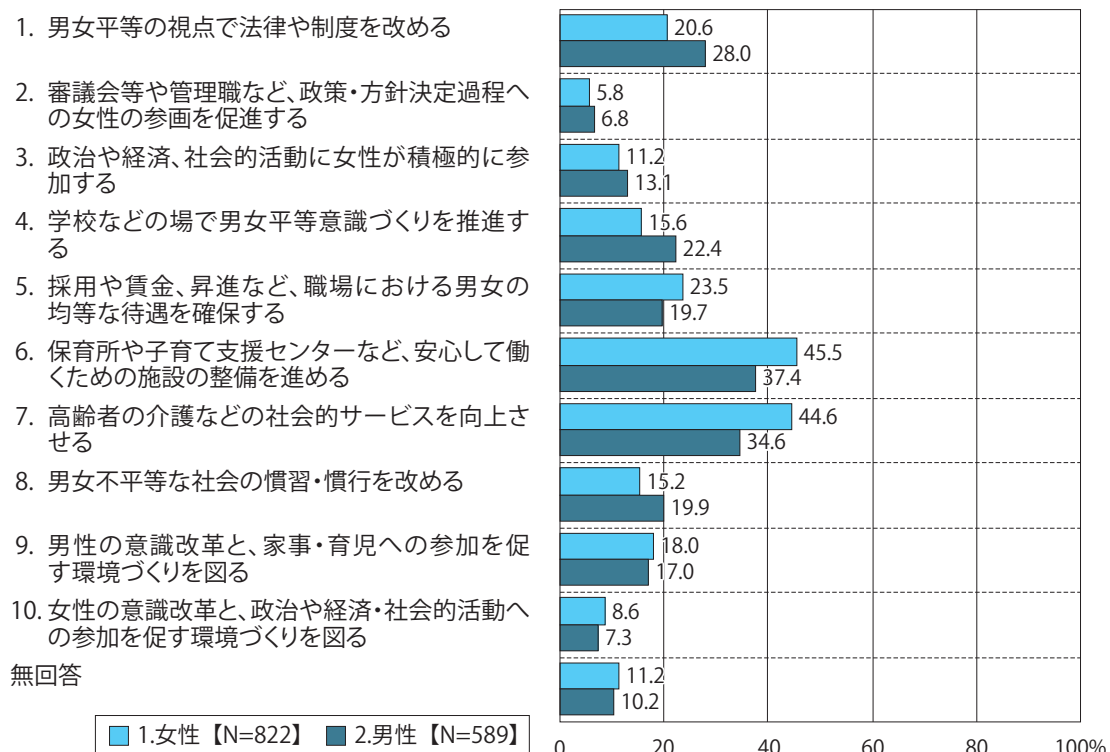
「平成21年市民意識調査」で男女共同参画を進めるに当たって必要なものを尋ねた設問では、男女共に「保育所や子育て支援センターなど、安心して働くための施設の整備を進める」、「高齢者の介護などの社会的サービスを向上させる」の割合が突出して高くなっています。

少子高齢化の進行や地域とのかかわりの希薄化が進む中、仕事と家庭生活を両立するためには、子育てや介護を社会全体の問題としてとらえることが重要です。

子育て家庭の多様なニーズにこたえられるよう、様々な保育サービスや地域における子育て支援サービス等、子育て支援の充実を進める必要があります。

また、従来、主に女性が担ってきた育児や介護等に、男性が積極的に参画することは、仕事でも生活でも男女が共に自立することにもつながっていきます。「仕事も家庭も大切にする」という意識を醸成していくことが必要です。

図 男女共同参画を進めるに当たって必要なこと



資料：「平成21年市民意識調査」

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）地域における子育て支援サービスの充実 ○子育て支援センター・つどいの広場事業の推進を図り、子育てネットワークの支援に努めます（こども室） ○市立保育所等で行っている地域交流活動の充実を促進します（こども室） ○一時保育事業等を実施する保育所の拡充を図ります（こども室） ○ファミリー・サポート・センター事業を促進します（こども室） ○子育てに関する相談機能や情報提供の充実を図ります（こども室） （２）仕事と子育ての両立に向けた支援 ○産休明け保育、育休明け保育、病児・病後児保育、夜間保育、保育時間の延長等、働く男女の多様な保育需要に対応する保育体制の整備を継続して進めます（こども室） ○留守家庭児童会等により放課後の児童育成に努めます（社会教育課） （３）男性の子育てへの参画促進 ○男女が共に子育てにかかわるよう、啓発と機会の提供に努めます（こども室・健康増進課・人権文化課） ○男性が参加しやすいように「パパママ教室」を展開します（健康増進課）	○子育ては社会全体の責任という意識で、子育て世帯を支えましょう ○地域交流活動に積極的に参加しましょう ○ファミリー・サポート・センター事業の運営に協力しましょう ○子育てに関する相談や情報を活用しましょう ○働く男女の子育てと仕事の両立への理解を深めましょう ○放課後の児童育成について理解し協力しましょう ○男女が共に子育てをする重要性を理解しましょう ○妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、「パパママ教室」に積極的に参加しましょう

課題2 仕事と生活の両立支援

【現状と課題】

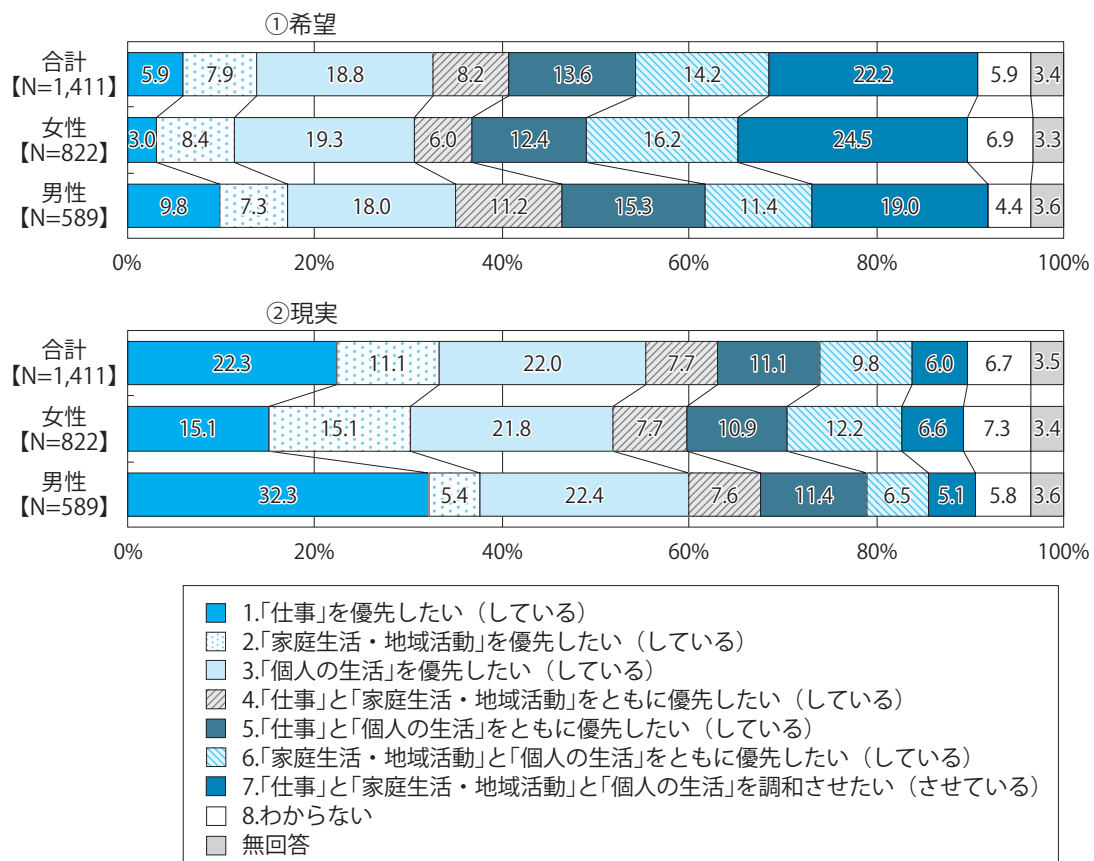
「平成21年市民意識調査」によると、暮らし方の希望では、男女共に50パーセント以上が「仕事」「家庭生活・地域活動」「個人の生活」を組み合わせた暮らしを望んでいるにもかかわらず、現実の生活では、こうした暮らし方は30パーセント台に減少し、女性の場合は、『仕事』を優先している』『家庭生活・地域活動』を優先している』がそれぞれ15パーセント、男性の場合は『仕事』を優先している』が30パーセントを超えています。

働く男女が家庭生活や地域活動、個人の生活について自ら望むバランスを可能にするためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方が広く浸透していく必要があります。

特に、男性は、これまでの固定的な性別役割分担意識によって、仕事中心のライフスタイルを余儀なくされてきました。長時間労働によって男性が子育てなどの家庭生活に参画できない状況が、高齢になってからの夫婦や家族の関係に影響を及ぼすことも考えられます。

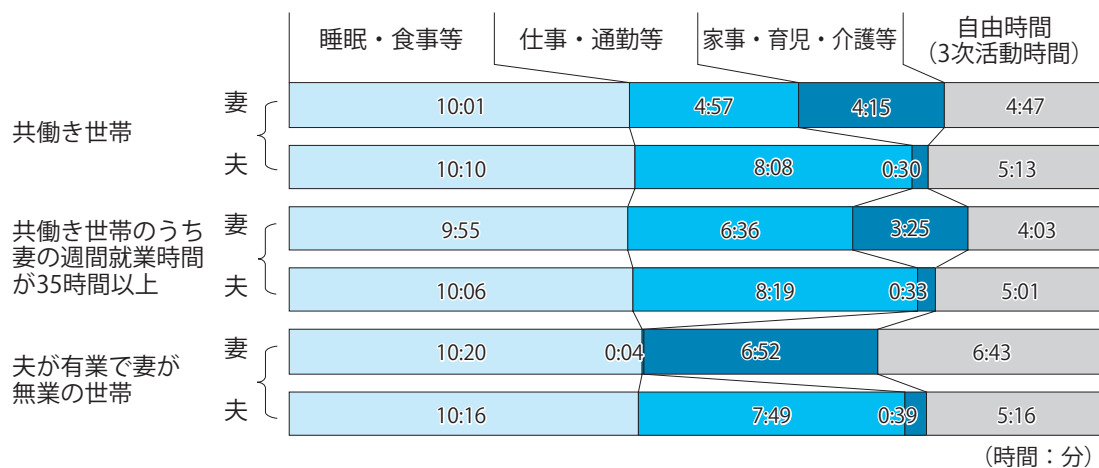
働き方の見直しや、男性が家事、育児、介護、地域活動等に参画していくことへの社会的な気運の醸成とともに、男性の育児休業取得等を促進するための取組が求められます。

図 「仕事」、「家庭生活・地域活動」、「個人の生活」についての希望と現実



資料：「平成21年市民意識調査」

図 妻の就業状態別・夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）



(注) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。
資料：内閣府「男女共同参画白書」平成21年版

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
(1) 仕事と生活の両立に向けた支援 ○男女共同参画の推進に向けた総合評価方式による入札制度を検討します (契約課) ○男性が家事等の実践的な知識や技術を身につける講座等の実施や情報提供に努めます (社会教育課・人権文化課)	○男性は、家事に関する知識や技能を身につけて、積極的に家事を行いましょう
(2) 仕事と生活の両立に向けた啓発 ○男女が共に仕事と家庭・地域活動の両立を図ることができるように、企業、事業主に対して労働時間の短縮、休業制度の運用を促す啓発を進めます (産業振興室・人権文化課) ○男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直すための啓発と情報提供に努めます (人権文化課)	○企業、事業主は、労働者が仕事と家庭・地域活動の両立が図れるように努めましょう ○男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直しましょう
(3) 男性の育児・介護休業取得促進 ○関係機関と連携して、企業や事業主、市民に向けて育児・介護休業制度に関する情報を提供し、啓発に努めます (産業振興室・人権文化課)	○企業、事業主は、男女が共に育児・介護休業がとれるような環境を整えます
(4) 女性のライフプランニング支援 ○女性が生涯を通じたライフプランについて考える機会を提供します (人権文化課)	○女性の生涯を通じたライフプランを考える機会を持ちましょう

課題1 看護・介護への社会的支援

【現状と課題】

本市の高齢化率は21.9パーセント（平成22(2010)年4月1日現在）となっています（住民基本台帳人口及び外国人登録人口より算出）。また、65歳以上の高齢者の単独世帯の割合も急激に増加し、その70パーセントは女性となっています。

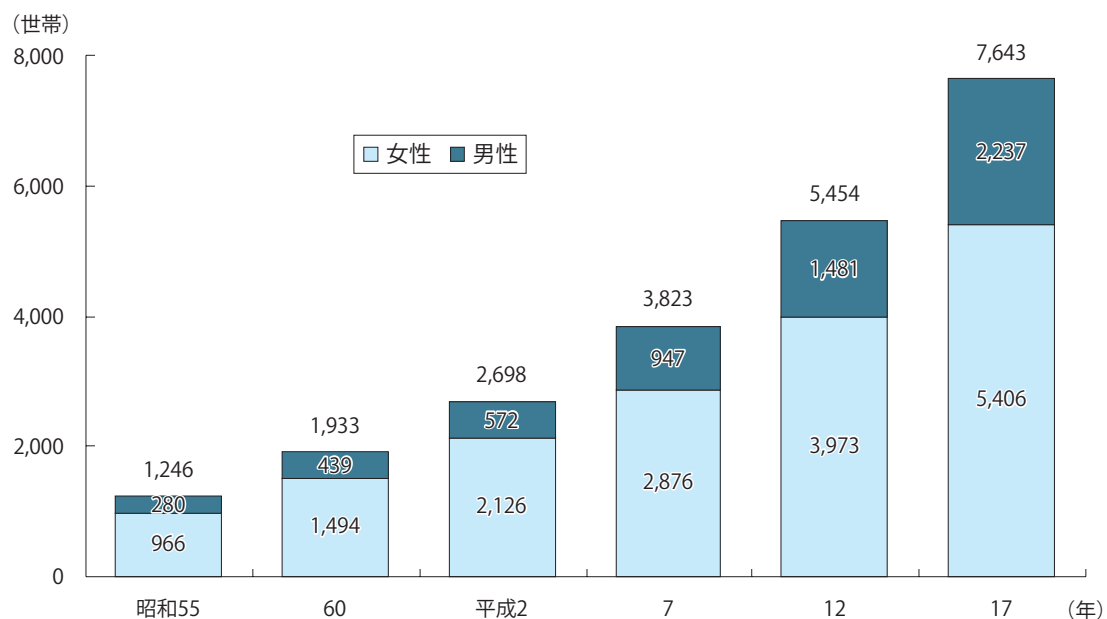
「平成21年市民意識調査」によると、高齢者の介護・介助を担っているのは、妻、娘、息子の配偶者等といった女性が50パーセントで、夫、息子という男性は10パーセント強であり、介護・介助の負担が女性に偏っていることが分かります。

以上のことから、高齢者問題を解決することは女性の問題を解決することにつながっていると言えます。

介護を社会全体で担うために始まった介護保険制度がスタートし、10年が経過しました。「寝屋川市高齢者保健福祉計画」に沿って、地域でサポートする仕組みをつくるなど、高齢者が安心して暮らせる介護体制を整備するよう、関係機関との連携が必要です。

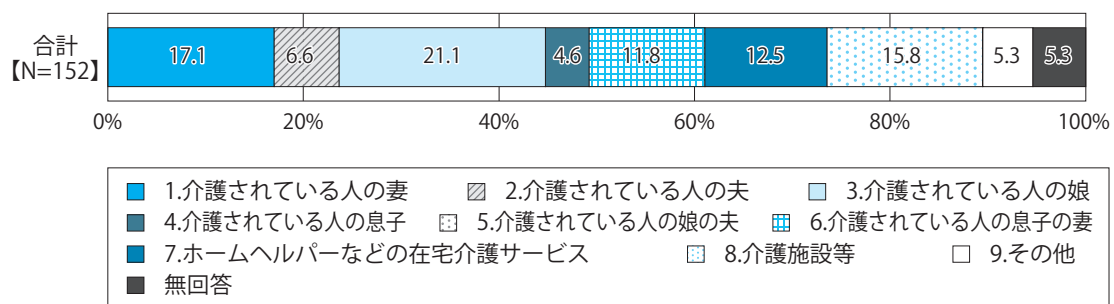
また、高齢者夫婦世帯や男性の未婚率が増加する傾向の中で、男性が介護を担うケースが増えてくると考えられます。仕事重視の生き方によって地域に参加できずに孤立化したり、家事や介護の技術不足等による負担が大きいと考えられ、男性に対するきめ細かい支援が求められます。

図 性別・65歳以上の単独世帯数の推移（市）



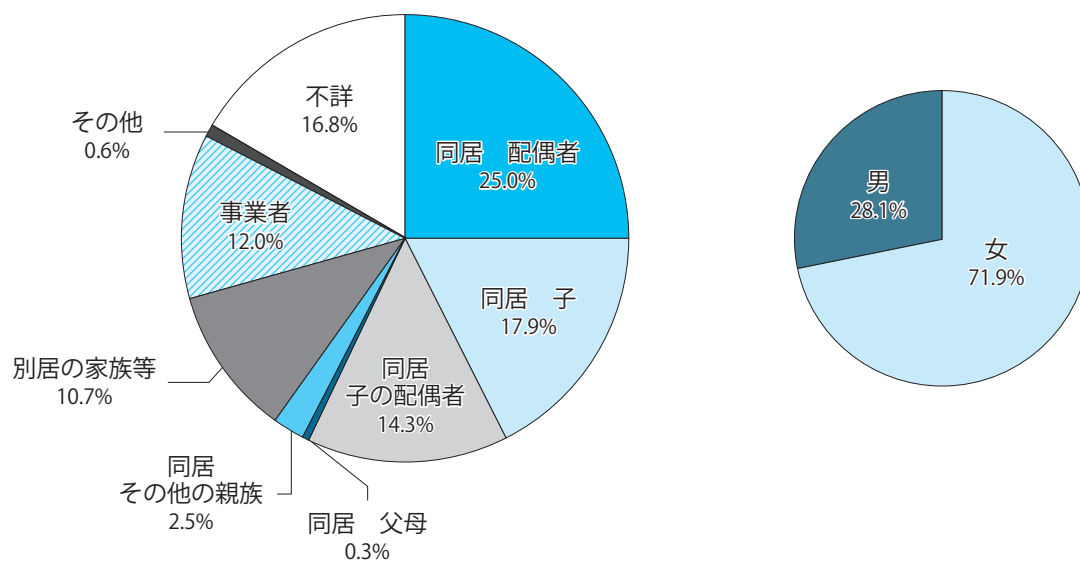
資料：総務省「国勢調査」

図 主な介護・介助者



資料：「平成21年市民意識調査」

図 主な介護者の要介護者との続柄、主な介護者の性別（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」平成19年

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）介護施策の充実 ○高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）を推進し、高齢福祉サービスの充実に努めます（高齢介護室） ○地域包括支援センターを中核として、関係機関と連携し、地域に密着した情報提供と相談支援を推進します（高齢介護室） ○介護保険施設等の整備に当たっては、入居者及び介護者の人権が保障されるよう努めます（高齢介護室） ○仕事と看護・介護の両立が図られるよう、介護者への情報提供に努めます（高齢介護室） ○介護者のネットワークづくりなど、家族介護の支援を推進します（高齢介護室） （２）男性の看護・介護への参画促進と支援 ○看護・介護への男性の参画が進むよう、意識啓発、情報提供に努めます（高齢介護室） ○男女が共に参加できる介護教室を開催し、技能習得を図ります（高齢介護室） ○児童・生徒が看護・介護への関心を高められるよう、看護・介護学習、福祉講座等の推進を図ります（教育指導課）	○必要に応じて高齢福祉サービスを利用しましょう ○高齢者やその家族は、介護の不安をひとりで抱え込まずに早めに相談しましょう ○介護保険施設を経営する事業主は入居者及び介護者の人権に配慮しましょう ○仕事と看護・介護を両立するための情報を活用し、制度を利用しましょう ○介護者の集まりなどに参加して、孤立しないように努めましょう ○男性による看護・介護について理解を深めましょう ○男女が共に看護・介護に参画できるよう技能習得に努めましょう ○子どものころから看護・介護への関心を高められる機会を設けましょう

課題 2 高齢者や障害者の自立と連帯への支援

【現状と課題】

高齢社会を豊かで活力あるものとするためには、年齢や性別にとらわれず、住み慣れた地域で自らの経験や能力をいかして社会に参加し、役割を担いながら、高齢者が自立して生活することが大切です。

高齢者の社会参加に関するネットワークを構築するとともに、自立した暮らしを継続できるよう施策を推進し、互いに支え合って暮らせるまちづくりを進める必要があります。

また、障害のあるなしにかかわらず、共に生活し活動できる社会の構築が求められています。中でも、障害のある女性の場合は、障害に加えて女性であることでさらに複合的な困難があることに留意する必要があります。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）高齢者への自立支援 ○高齢者のニーズの把握に努めます (高齢介護室) ○高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます (高齢介護室) ○高齢者の自立に向けたグループホーム等の整備に努めます (高齢介護室) （２）障害者への自立支援 ○障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます (障害福祉課) ○障害者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます (障害福祉課) ○障害者の自立に向けたグループホーム等の整備に努めます (障害福祉課) ○ひとり暮らしの障害者への生活自立に向けた支援を行います (障害福祉課) ○障害者が気軽に相談できるよう努めます (障害福祉課) （３）男女共同参画による福祉のまちづくりの推進 ○高齢者や障害者を始め、だれもが利用しやすい施設、環境の整備に努めます (障害福祉課・都市計画室・まちづくり指導課・道路建設課) ○福祉のまちづくりに対する市民の理解を深めるための情報提供を行います (障害福祉課・まちづくり指導課) （４）高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動の支援 ○高齢者や障害者等の自主活動やネットワーク活動を支援します (高齢介護室・障害福祉課)	○企業、事業主は、高齢者の雇用機会の拡大に努めましょう ○企業、事業主は、障害者の雇用機会の拡大に努めましょう ○自立生活を行う障害者の支援に協力しましょう ○障害者はひとりで悩まず気軽に相談しましょう ○^{※9}ノーマライゼーションのまちづくりへの理解を深めましょう ○ノーマライゼーションの理念について学習し、理解を深めましょう ○高齢者や障害者等の自主活動やネットワーク活動を支援しましょう

課題3 多様な家族への理解と生活支援

【現状と課題】

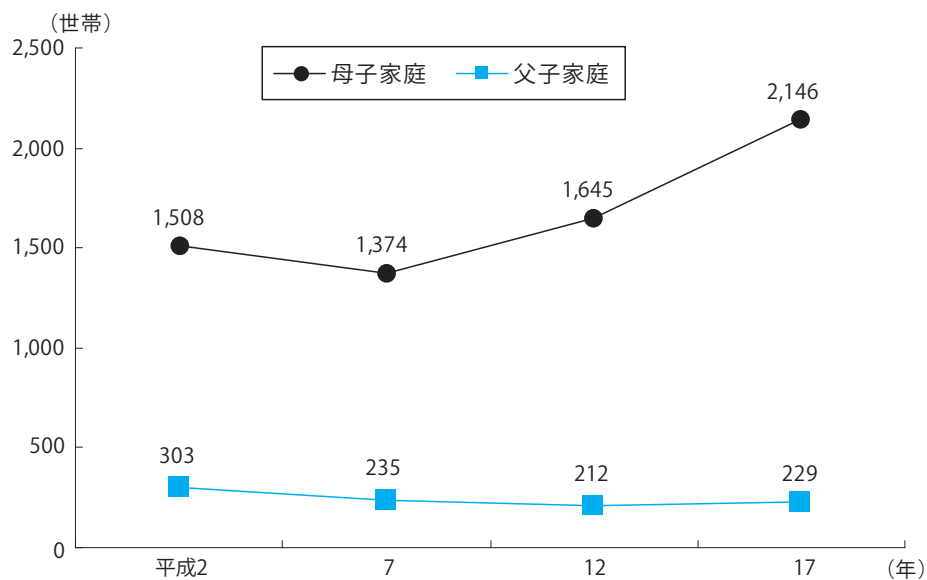
これまで大半を占めていた「夫婦と子ども」世帯は減少し、単独世帯やひとり親世帯、高齢者夫婦世帯が増え、家族の形態は多様化しています。

離婚家庭や単身の人、性同一性障害を有する人などに対する偏見をなくし、様々な家族形態があることが理解されるよう啓発を行うことが必要です。

経済的・社会的に厳しい状況に置かれている母子家庭の世帯数は増加しています。関係機関や市民活動団体等と連携し、必要な人に必要な支援が届くよう、総合的な施策を充実することが重要です。

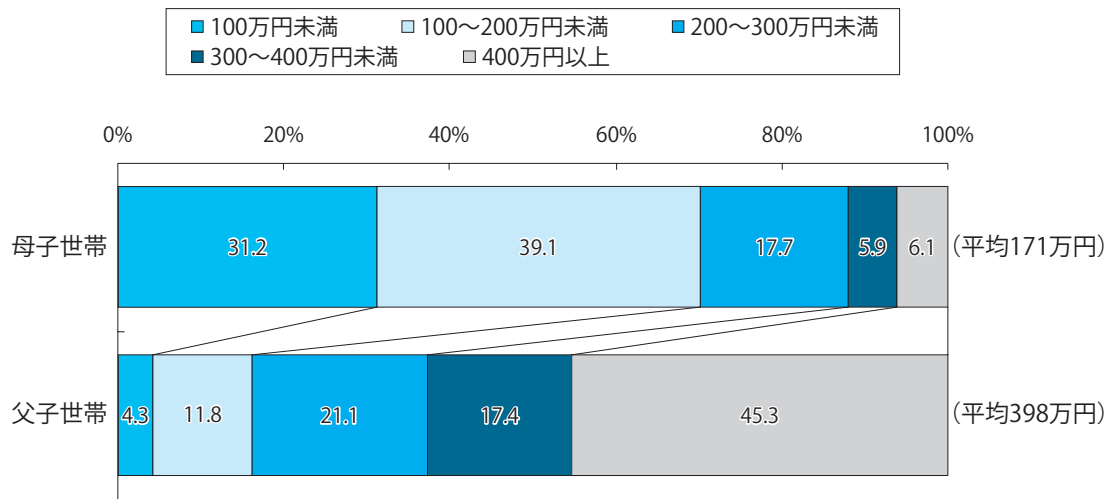
父子家庭においては、家事や子育てと仕事の両立によりストレスを抱えたり、職場の理解が十分得られないなどの課題があると推察できます。父子家庭への理解を深めるとともに、当事者の立場に立った支援策を構築していくことが求められます。

図 母子家庭、父子家庭の状況（市）



資料：総務省「国勢調査」

図 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）



（注）1. 厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成18年）より作成。
 2. 「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入である。
 資料：内閣府「男女共同参画白書」平成21年版

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進 ○多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動を行います（人権文化課）	○多様な家族形態について理解を深め、認め合いましょう
（２）多様な家族への生活支援 ○多様な家族のニーズに応じた相談や情報提供に努めます（広報広聴課） ○ひとり親世帯の自立支援に努めます（こども室）	○市の相談窓口や情報の活用を図るとともに、市民相互の情報交換に努めましょう

課題 4 地域に居住する外国人女性への理解と支援

【現状と課題】

平成23(2011)年1月1日現在、市内に在住する外国人は2,820人で、そのうち女性は1,510人、15歳未満の子どもは183人です。

日本に在住する外国人女性は、言語の違いや文化・価値観の違いなどの困難を抱えていることに加え、女性であることから、複合的な困難に陥る可能性があります。

男女共同参画の視点に立った、多言語による情報提供等が求められます。

在住外国人家庭や国際結婚の家庭に育つ子どもたちは、複数の文化を背景にすることから、^{※10}アイデンティティの確立が困難な場合があります。自分たちの国の文化に誇りを持ちながら地域で暮らしていくためには、多文化に対する理解を深め、共生することのできる地域社会づくりが求められます。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（1）市内に在住する外国人女性への支援 ○外国人女性が、安心して日常生活を送るための各種の生活情報や行政サービス情報の提供を行います (広報広聴課・人権文化課) ○外国語ボランティアの情報提供に努めます (市民活動振興室) ○外国人女性の人権侵害にかかわる大阪府を始めとする相談機関の情報提供に努めます (人権文化課) （2）多文化共生への理解促進 ○多文化共生に関する啓発に努めます (市民活動振興室) ○市内在住外国人が、地域の一員として地域づくりに参加できる環境整備に努めます (市民活動振興室)	○地域に在住する外国人への情報提供に協力しましょう ○外国語ボランティア活動に積極的に参加・参画しましょう ○多様な文化への理解を深めて、共生する豊かな社会づくりを目指しましょう

生涯を通じた心と身体健康づくり

課題1 生涯を通じた女性の健康づくり

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となるものです。そのためには、一人一人が自分の心身の機能や特徴について正しい知識・情報を得、主体的に健康を享受できるようにしていくことが必要です。

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期と、人生の各段階において男性とは異なる健康上の問題に直面することが多く、特に、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目となります。ライフサイクルに応じた健康支援の取組が必要です。

近年では、疾患の罹患状況が男女で異なることなどから、性差を踏まえた的確な医療の必要性が言われています。性差を踏まえた心身の健康づくりへの支援等が必要です。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（1）生涯の各時期に応じた健診の普及と必要な医療と連携した相談体制の整備 ○性や心と身体に関する相談窓口の充実と情報提供に努めます（健康増進課） ○摂食障害や不妊を始め、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期における女性の身体的症状を心と身体の両面からとらえ、医療と連携してトータルに応じられる相談に努めます（健康増進課） （2）女性の健康づくりの支援 ○女性の健康づくりについての情報提供に努めます（健康増進課） ○健診等を受診しやすい体制づくりに努めます（健康増進課） ○女性の身体的特徴を踏まえた健康に関する啓発や学習機会の提供に努めます（人権文化課）	○早い時期に医療と連携した相談窓口を積極的に活用しましょう ○女性は自らの健康づくりについての情報を活用しましょう ○企業、事業主は、健診等を受診しやすい体制をつくりましょう ○市民は定期的な受診に努めましょう ○女性の身体的特徴を踏まえた健康について学習し、理解を深めましょう

課題2 ※11 性と生殖に関する健康と権利の保障

【現状と課題】

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について、市民への普及に努め、女性が思春期から妊娠・出産期、更年期、高齢期まで、生涯を通じて自分の健康について管理し、決定できるように支援していくことが必要です。

若い世代における望まない妊娠や性感染症、HIV／エイズ等は、生涯にわたり健康に大きな影響を及ぼすものです。発達段階に応じた学習や、予防等の情報提供に努めることが必要です。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）性と生殖に関する健康と権利についての意識の浸透 ○あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重と浸透を図るため、家庭学習、学校教育、社会教育、保健事業での啓発、学習機会の提供に努めます（健康増進課・教育指導課・人権文化課） （２）妊娠・出産・育児期の健診・相談の充実 ○こどもプランに基づき、母子保健事業を推進します（健康増進課） ○健康教室、健診時における一時保育の充実を図ります（健康増進課） ○妊娠・出産・育児期の心と身体の相談事業の充実を図ります（健康増進課） （３）HIV／エイズ、性感染症についての予防啓発の推進 ○HIV／エイズや性感染症について正しい理解の浸透を図ります（健康増進課）	○女性自身が自らの「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について、正しい知識を身につけましょう ○男性は、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について理解を深めましょう ○妊娠・出産・育児期に関する各種情報を積極的に活用しましょう ○HIV／エイズや性感染症について偏見をなくし、正確な知識を持ちましょう

課題3 男性の心身の健康づくり

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識は、男性の心身の健康にも大きな影響を与えています。年間3万人を超える自殺者のうち中高年の男性の占める割合は高く、過労死の多くは男性です。家庭介護の中で起こる高齢者虐待の加害者に占める男性の割合も高く、父子家庭の父親等、社会状況や生活スタイルの変化によって様々なストレスが発生しています。男性対象の相談事業の充実等が求められます。

また、国民健康・栄養調査の結果では、壮年期男性の不規則な生活による、朝食の欠食、運動不足、肥満等が問題になっています。男性固有の疾病等もあり、性差を踏まえた心身の健康づくりの支援等が必要です。

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（1）男性の心身の健康づくりに向けた啓発 ○ジェンダー（社会的・文化的性別）の視点から、男性の心身の健康づくりについて啓発に努めます（健康増進課） ○男女が共に参加しやすい健康教室を開催します（健康増進課）	○男性自身が自らの心身の健康について関心を高めましょう
（2）相談体制の充実 ○男性対象の心の悩み相談の充実を図ります（人権文化課） ○自殺防止に向けて専門機関等の情報提供に努めます（福祉政策課）	○男性は悩みをひとりで抱え込まず、相談窓口や身近な人に相談しましょう

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

課題1 あらゆる暴力根絶に向けた環境づくり

【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、性暴力、ストーカー行為、児童虐待、人身取引等は、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。こうした暴力の被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の克服すべき重大な課題です。

様々な形態の暴力に対して、学校、地域、職場、家庭等あらゆる場面で、人権侵害であるとの認識を広く浸透させ、暴力根絶に向けての啓発と意識改革が重要です。

また、子どもに対する性暴力やインターネット・携帯電話を通じた児童ポルノ、児童買春等を防止するため、子どもの権利に関する啓発・学習を促進する必要があります。

家庭内で起こる児童虐待や高齢者虐待等は、地域における意識の醸成と見守りのネットワーク化等、予防と根絶のための基盤づくりが重要になります。

医療機関や教育機関、警察、民間団体等、様々な機関の相互連携を強化して、あらゆる暴力の被害者が潜在化しないよう早期発見の仕組みを構築することが必要です。

また、被害者の精神的負担に配慮し、相談しやすい体制を整備するとともに、専門機関との連携を図りながら、適切な支援に結び付けることも重要です。

図 セクハラ行為を受けた経験

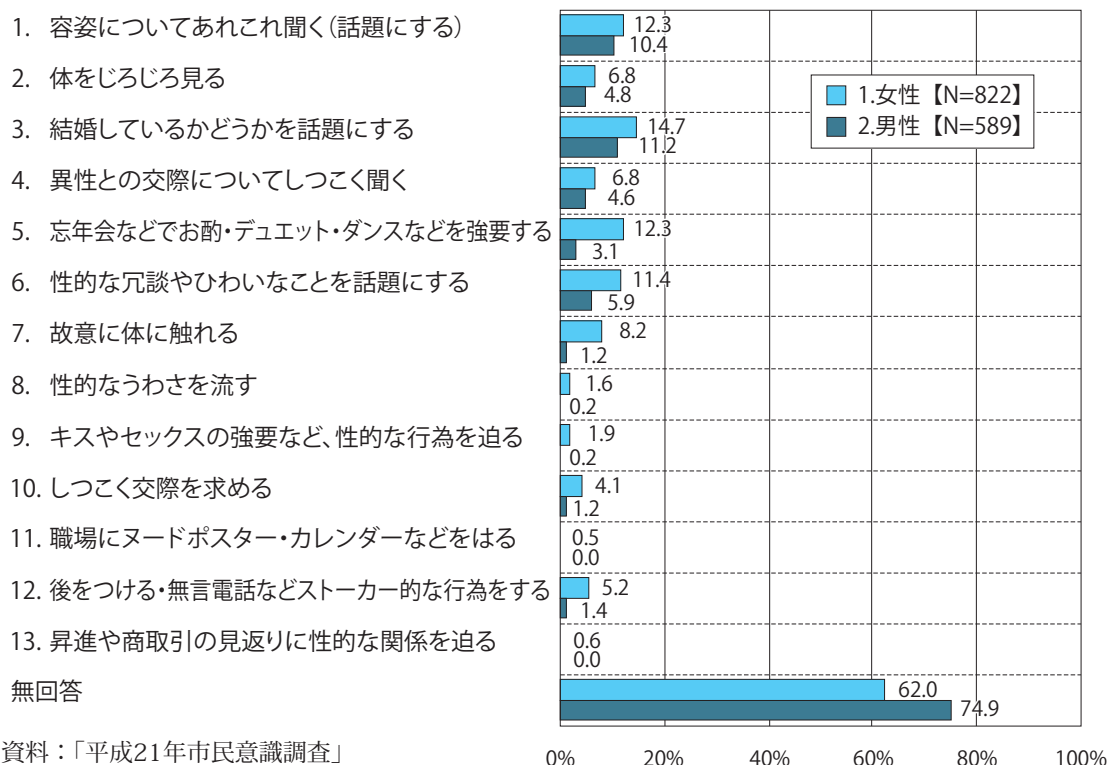
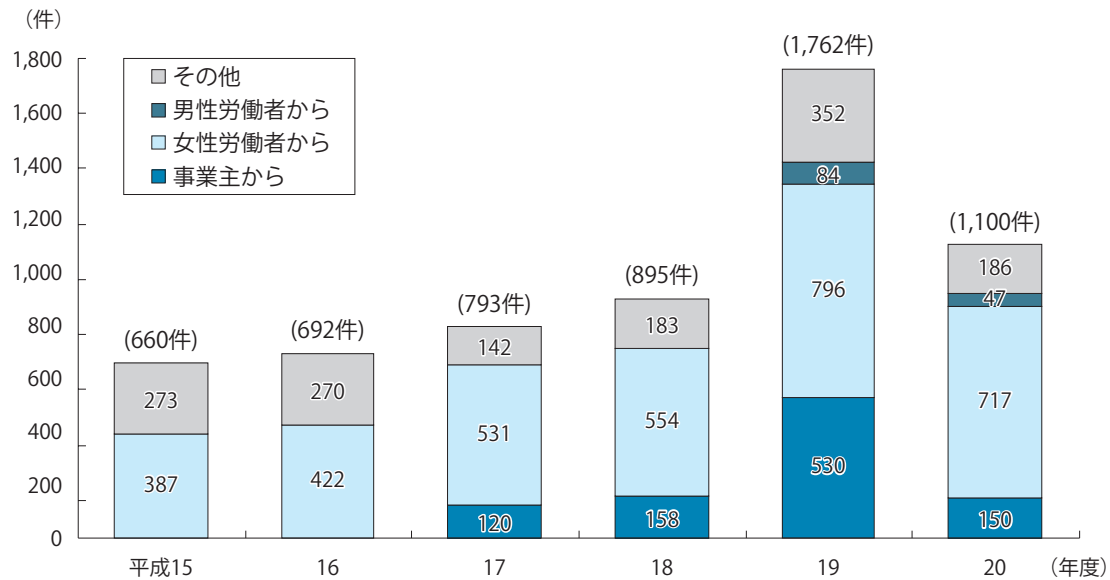


図 セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移（府）



（注）平成19年に男女雇用機会均等法が改正され、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも措置の対象となった。
「その他」には、労働者の家族や社会保険労務士等からの相談を含む。

グラフの（ 件 ）は相談の総件数

資料：大阪労働局雇用均等室資料より作成

表 大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数の推移（府）

	平成 13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
配偶者等からの暴力に関する相談件数	246	853	924	1,115	1,314	1,439	1,625	1,987
ストーカー警告件数	119	117	145	172	89	53	55	111
ストーカー禁止命令	7	3	2	2	0	0	0	3
ストーカー相談件数	1,295	1,105	1,177	1,517	1,319	1,087	993	1,217
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	44	90	110	93	77	99	130	88
児童買春・児童ポルノ法違反被害児童の数	96	92	59	108	83	107	113	63
売春防止法検挙件数	471	469	421	289	166	161	111	76

（注）1. 平成13年の配偶者等からの暴力に関する相談件数は法施行後にデータ集計を開始しており、1年に満たないもの。

2. 大阪府警察本部調べ

資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成21年度版年次報告書

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）暴力根絶に向けての啓発 ○女性等に対する暴力の防止のための啓発活動や学習機会の提供に努めます （人権文化課） ○セクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発に努めます （産業振興室・人権文化課） ○児童買春・児童ポルノやストーカー、児童虐待、人身取引等にかかわる啓発活動や学習機会の提供に努めます （こども室・地域教育振興課・人権文化課） ○児童虐待防止のために児童虐待の通告義務等について広報活動に努めます （こども室・人権文化課） ○高齢者虐待防止のために高齢者虐待の通告義務等について広報活動に努めます （高齢介護室・人権文化課） （２）暴力に対する相談・連携体制の充実 ○女性の心の悩みの相談（カウンセリング）の充実に努めます （人権文化課） ○被害者の自立支援に向けて、府や関係機関で実施している相談等の情報提供に努めます （人権文化課） ○心や身体について同じ悩みを持つ女性たちが相互に励まし、支え合えるような支援の在り方について研究します （健康増進課・人権文化課） ○児童虐待の防止に向けて関係機関と連携し、必要な支援と情報提供を行います （こども室） ○高齢者虐待の防止に向けて関係機関と連携し、必要な支援と情報提供を行います （高齢介護室）	○女性等に対する暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう ○セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりに努めます ○児童買春・児童ポルノやストーカー、児童虐待、人身取引等の防止に向けて学習しましょう ○市民は児童虐待の通告義務があることの認識を持ちましょう ○市民は高齢者虐待の通告義務があることの認識を持ちましょう ○被害者からの相談を受けたら、専門の相談窓口に相談するよう助言しましょう ○被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう ○悩みを抱え込まず当事者グループ等の情報を得て参加してみましょう ○児童虐待の事実を知った場合、速やかに児童相談所に連絡しましょう ○高齢者虐待の事実を知った場合、速やかに関係機関に連絡しましょう

課題2 配偶者等からの暴力（DV）根絶に向けた啓発の推進

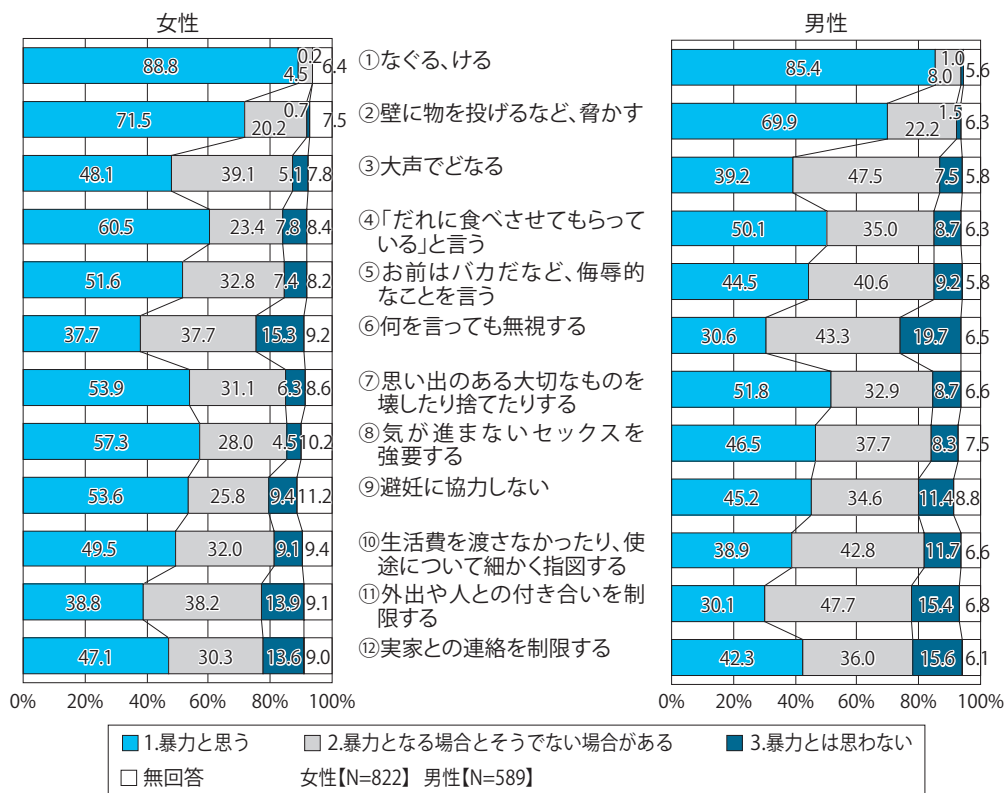
【現状と課題】

平成13(2001)年に「配偶者暴力防止法」が制定され、配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所がかかわり、被害者を保護するための制度化が図られました。また、平成16(2004)年の改正では、暴力の定義拡大や、保護命令制度の拡充、自立支援の強化等が盛り込まれました。これを受けて、大阪府では平成17(2005)年11月に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。府内市町村においても、配偶者等からの暴力に関する情報提供や正しい理解の促進が求められています。

近年では、若年層を含む恋人同士でも同様の暴力形態（デートDV）が起きていることが明らかになってきました。

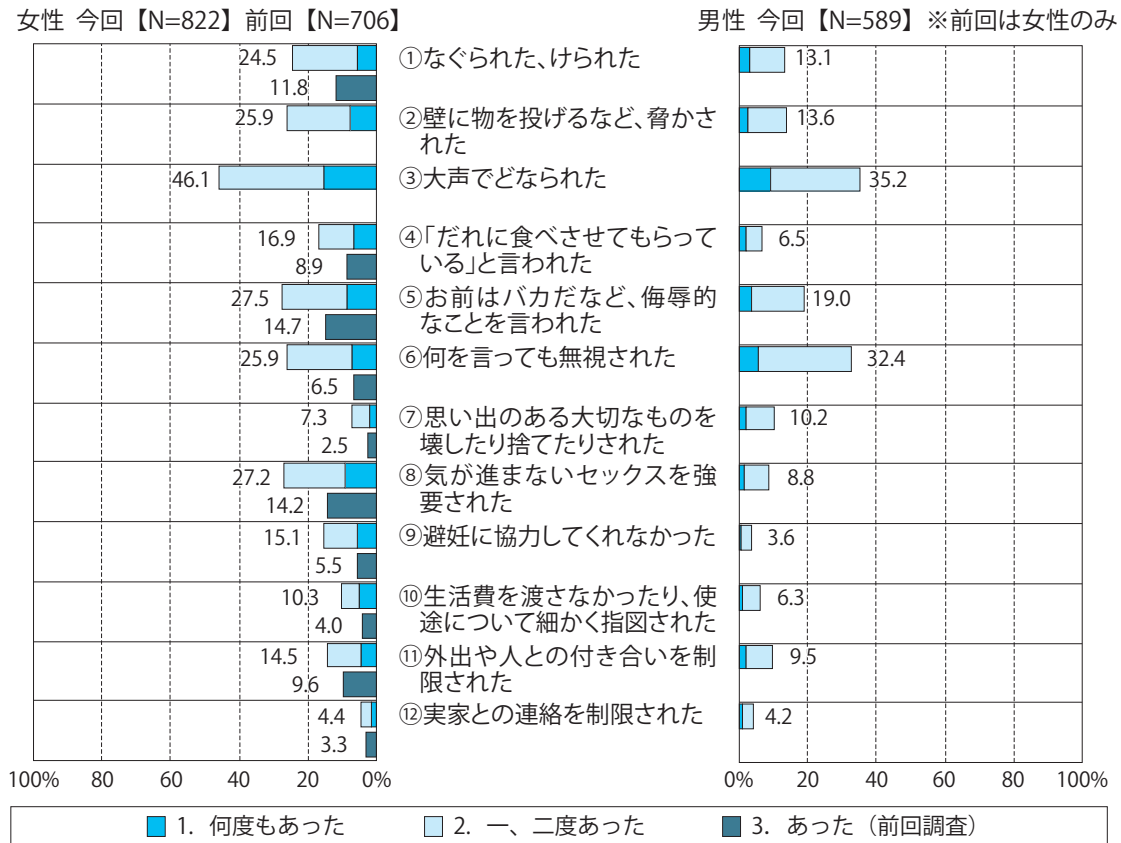
DVの被害者は、自分の身に起きていることがDVだと気付かないことが多くあり、周囲の一言が気付きのきっかけになることや、反対に不適切な対応により被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることもあるため、社会全体がDVに関して正しい知識を持つことが重要です。DV被害を受けている当事者の立場で考えられるよう、広報・啓発活動を推進することが必要です。

図 配偶者や恋人からの暴力の認識



資料：「平成21年市民意識調査」

図 配偶者や恋人からの暴力



資料：「平成21年市民意識調査」

施策の方向	
行政の役割 (具体的取組)	市民・地域社会、企業の役割
(1) 配偶者等からの暴力 (DV) 防止に関する啓発の推進 ○ DV を予防・防止するための学習機会の充実と啓発活動に努めます (人権文化課) ○ DV 防止法についての広報活動に努めます (人権文化課) ○ デート DV 防止に関する啓発に努めます (人権文化課・教育指導課・地域教育振興課) ○ DV 被害者支援に向けて庁内関係課や関係機関へ意識の向上を図る機会を提供します (人権文化課)	○ DV についての学習機会に参加し、正しい知識を持ちましょう ○ DV 防止法についての理解を深めましょう ○ デート DV に関する正しい知識を持ちましょう

課題3 配偶者等からの暴力（DV）に対する相談体制の整備

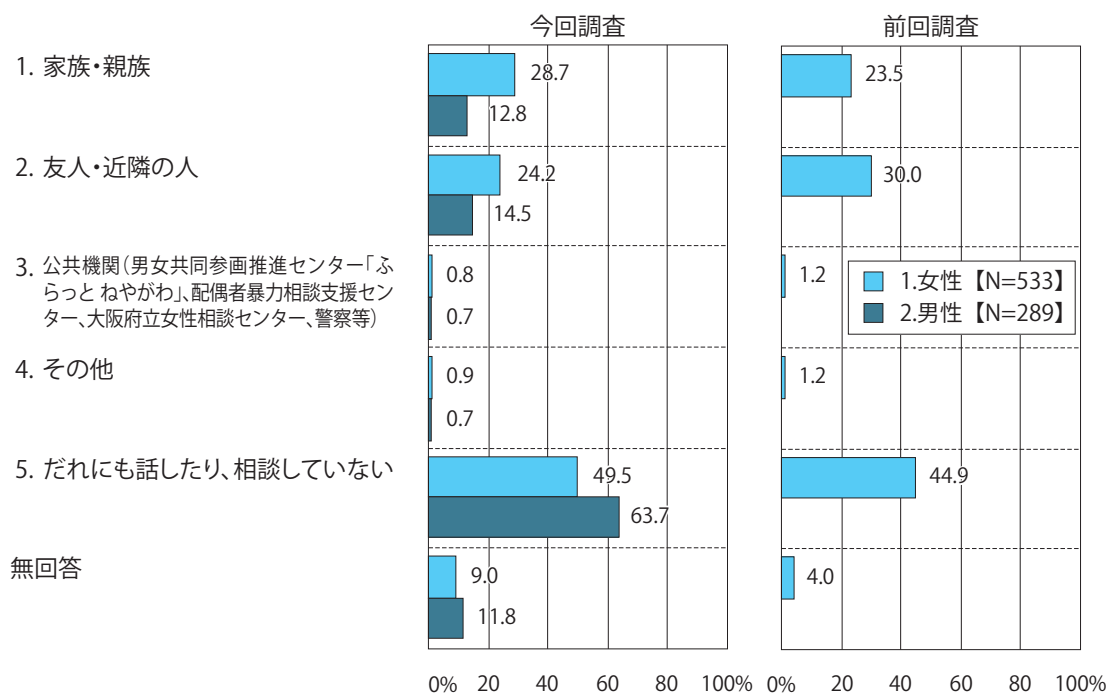
【現状と課題】

「平成21年市民意識調査」によると、DV被害者の約半数以上が被害を受けたのにだれにも話したり相談していません。

被害を受けたのに相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえがまんすれば、やっていけると思った」、「相談してもむだだと思った」が上位の理由となっています。

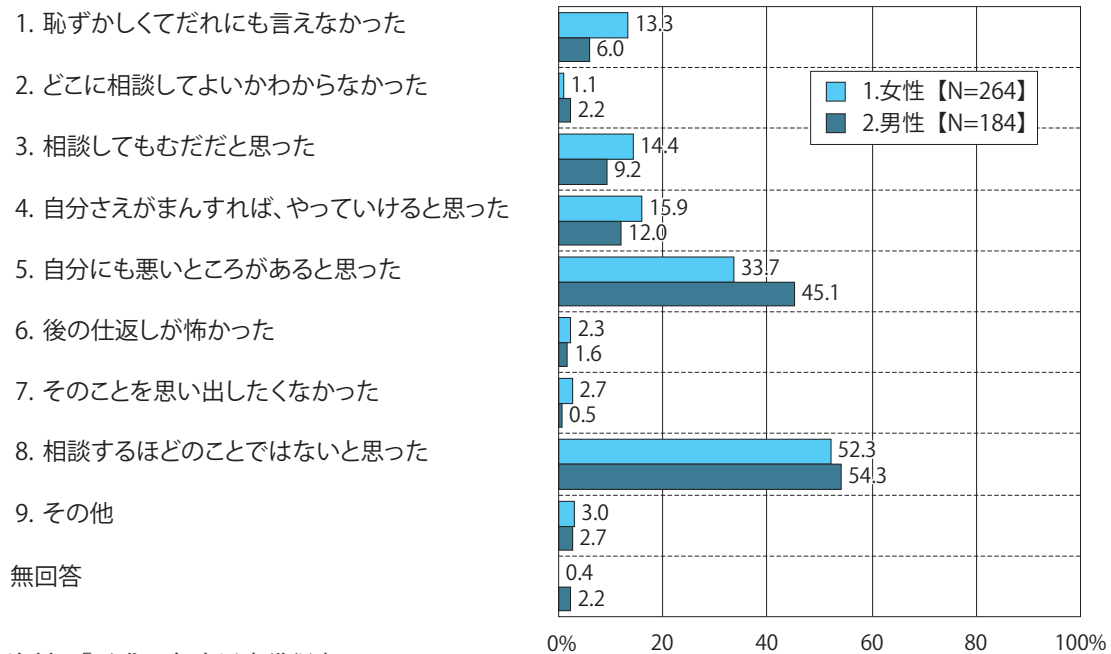
専門機関の周知を図るとともに、DV被害者の心と体を両面でとらえ、二次的な被害を受けないよう配慮し、被害を潜在化させないことが重要です。また、同じ体験をした仲間同士で課題の解決を図る自助グループの育成も課題です。

図 被害を受けた時の相談相手



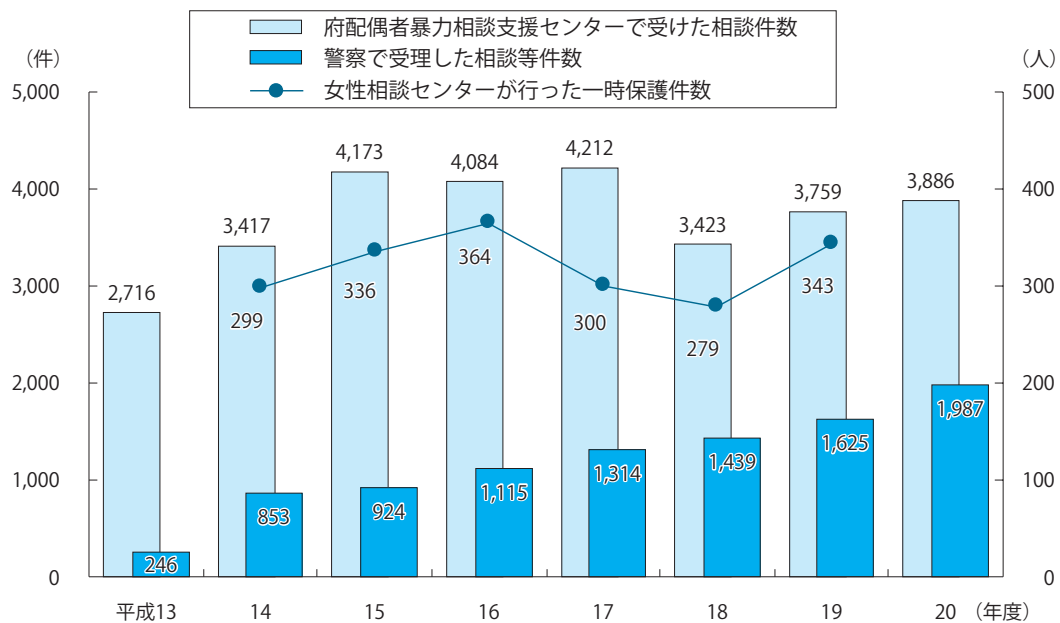
資料：「平成21年市民意識調査」

図 被害を受けたが相談しなかった理由



資料：「平成21年市民意識調査」

図 ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談等件数の推移（府）



（注）「府配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数」は内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査。平成13年度は大阪府女性相談センターで受けた相談件数、本人以外からの相談も含む。

「警察で受理した相談等件数」は大阪府警察本部調べ。平成13年は、法施行後にデータ集計を開始しており、1年に満たない。

「女性相談センターが行った一時保護件数」は大阪府女性相談センター調べ

資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成21年度版年次報告書

「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改訂版）」

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（１）相談体制の充実 ○DVの相談体制の充実に努めます（人権文化課） ○女性のための法律相談の充実に努めます（人権文化課） ○他市と連携した相談体制の整備に努めます（人権文化課） ○DV被害者の自立支援に向けて、府や関係機関で実施している相談等の情報提供に努めます（人権文化課） ○相談窓口の広報活動を充実します（人権文化課） （２）連携体制の充実 ○府や関係機関・庁内関係課と連携して対応を図ります（人権文化課・関係各課） ○「寝屋川市DV被害者支援連絡会」の充実に努めます（人権文化課・関係各課）	○DV被害者からの相談を受けたら、専門の相談窓口にご相談するよう助言しましょう ○DV被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう ○専門相談を活用して問題の解決に結び付けましょう ○自立に向けて相談や情報等を活用しましょう

課題4 配偶者等からの暴力（DV）被害者への保護・自立支援

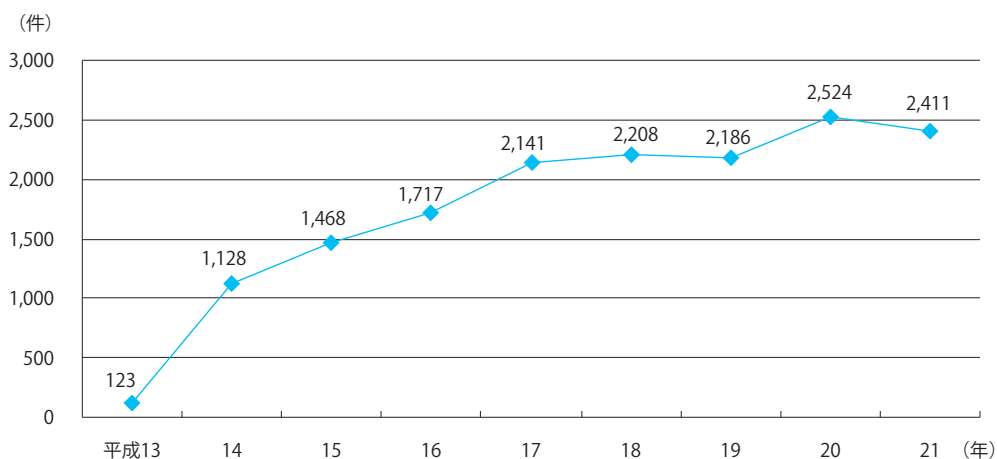
【現状と課題】

配偶者暴力防止法の制定を機に、DV被害者の保護に関しては、制度化と取組が進められてきましたが、今後も各関係機関と連携した適切な対応が必要となります。

DV被害からの回復には、DVを受けていた年数以上の時間が必要だと言われており、被害者は暴力から逃れた後も、長期間にわたって精神的な不安定さや体の不調、経済的困難を抱える場合も多くあります。

このことから、DV被害を受けている当事者の自立に向けて、今後も精神的・身体的・経済的に安心して生活を送ることができるよう、様々な機関の連携を強化し、継続した取組を行う必要があります。

図 保護命令発令件数の推移（国）



（注）1. 最高裁判所資料より作成。

2. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数
資料：内閣府「男女共同参画白書」平成22年版

施策の方向	
行政の役割（具体的取組）	市民・地域社会、企業の役割
（1）被害者保護のための支援 ○府や関係機関等と連携して、被害者が安心できる緊急一時避難体制を整備します（人権文化課・関係各課）	○DV被害者の立場に立った支援に協力しましょう
（2）生活自立のための支援 ○DV被害者やその子どもへの行政手続等に関する情報提供や助言を行います（人権文化課・関係各課） ○DV被害者へ住宅に関する情報提供を行います（人権文化課・関係各課） ○DV被害者の心身の回復を支援します（人権文化課・関係各課）	

4

第4章 プランの推進

4

第4章 プランの推進

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野に男女共同参画の視点を組み入れていくことが求められています。プランの推進に当たっては、次の推進体制等で施策を展開していきます。

1. 男女共同参画推進体制の確立

(1) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、市長を本部長とする、男女共同参画推進本部において、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。

(2) 男女共同参画審議会

学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する「男女共同参画審議会」において、施策の進捗状況等に関する審議をしていただき、提言や御意見等を踏まえて、男女共同参画を推進します。

(3) 男女共同参画推進センター

「市立男女共同参画推進センター（ふらっとねやがわ）」を、男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、次の事業の充実を目指します。

- ①講座等…男女共同参画の視点からの講座等の実施
- ②相談…女性の心の悩み相談（カウンセリング）の実施
女性のための法律相談の実施
男性のための悩み相談（カウンセリング）の実施
- ③情報・資料の収集・提供…男女共同参画の視点からの資料や図書、ビデオ等の収集・提供
- ④活動支援…男女共同参画を推進する自主活動への支援
- ⑤交流…男女共同参画の推進に向けた個人やグループの交流、ネットワークづくりの支援
- ⑥一時保育…講座等に安心して参加できるような支援

2. 市民・関係機関等との連携

- ①市民、団体、企業等において、自主的な取組が促進されるよう、連携を密にするとともに、協働して施策を進めていきます。
- ②国、府や関係機関等と連携、協力を図り、より一層の効果的な施策の推進に努めます。

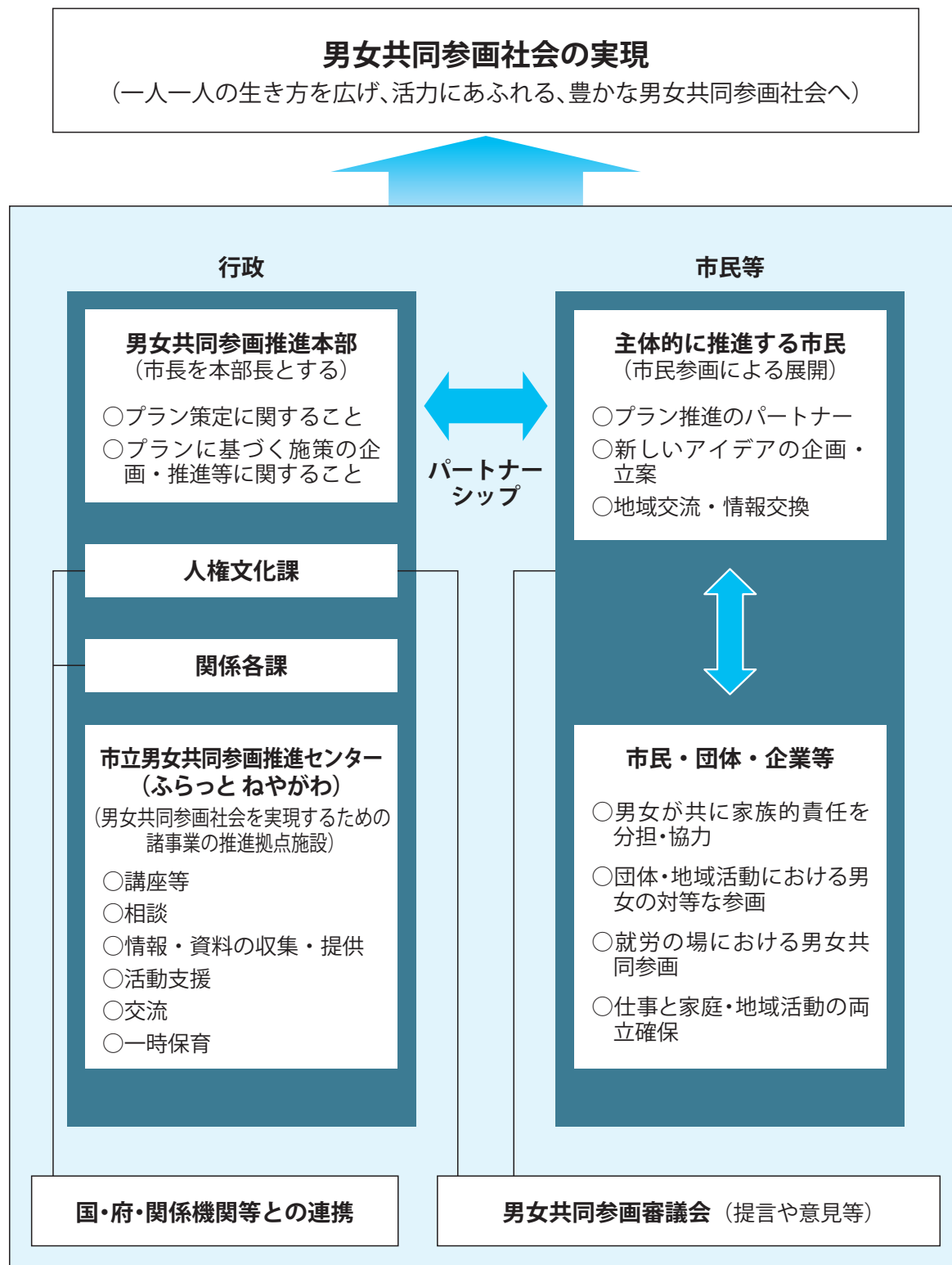
3. プランの進行管理

- ①プランの進捗状況について継続的に確認し推進を図るとともに、市民への積極的な情報提供を行うため、施策の進捗状況を取りまとめて公表します。
- ②プランの実効性と計画性を高め、できる限り市民に分かりやすいものとするため、基本目標ごとに代表的な指標について目標数値を設定し、達成に向けて取り組みます。

目標値を設定する施策

基本目標	指標	現在（直近）の状況		平成32年度までの目標数値
Ⅰ	審議会等委員への女性委員の登用比率	26.3%	平成22年 4月1日現在	30.0%
	女性委員のいない審議会等の割合	24.0%	平成22年 4月1日現在	0%
	市職員の女性管理職比率	係長以上 16.2%	平成22年 4月1日現在	係長以上 30.0%
Ⅱ	「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	61.0%	平成22年度	70.0%
	ジェンダー（社会的・文化的性別）の認知度	40.5%	平成21年度	50.0%
Ⅲ	「職場」において「男女平等」と感じる市民の割合	24.4%	平成21年度	35.0%
Ⅳ	保育所（園）の利用率（保育所（園）を利用できる乳幼児の割合）	31.7%	平成22年 4月1日現在	40.0%
	地域子育て拠点の箇所数	6か所	平成22年 4月1日現在	12か所
Ⅴ	地域包括支援センターの相談件数	2,502件	平成21年度	3,700件
Ⅵ	乳がん検診の受診率	11.8%	平成21年度	30.0%
Ⅶ	DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度	89.5%	平成21年度	100%
	配偶者等からの「壁に物を投げるなど、脅かす」行為について、暴力と認識する人の割合	70.9%	平成21年度	100%

プランの推進に当たってのイメージ図



参考資料

参考資料

男女共同参画に関する世界・国・府・市の動き

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ●市の動き
昭和50年 (1975年)	- 国際婦人年 (目標：平等、発展、平和) - 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	- 婦人問題企画推進本部設置 - 婦人問題企画推進会議設置	
昭和51年 (1976年)			■労働部に女性問題担当設置
昭和52年 (1977年)			■大阪府婦人問題推進会議設置
昭和53年 (1978年)		総理府「婦人の現状と施策」 —国内行動計画に関する報告書公表	
昭和54年 (1979年)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		■大阪府婦人問題企画推進本部設置
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		■企画部に婦人政策係設置
昭和56年 (1981年)		「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点計画」策定 - 民法の一部改正(配偶者の相続分を1/3→1/2(子どもと共に相続する場合))	■「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定
昭和57年 (1982年)		労働省「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を発表	■企画部に婦人政策室設置
昭和58年 (1983年)			
昭和59年 (1984年)		「国籍法」改正 (国籍の父母両系主義確立)	○教育委員会社会教育部に青少年婦人室設置
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」最終年世界会議 (ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択 (1986～2000年)	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	○「婦人問題行動計画を考える会」設置
昭和61年 (1986年)		「男女雇用機会均等法」施行 「国民年金法等の一部を改正する法律」施行 (女性の年金権の確立) - 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 - 婦人問題企画推進有識者会議開催	■「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○「寝屋川市女性問題行動計画」策定
昭和63年 (1988年)			○「女性問題を考えるつどい」第1回開催(以後毎年開催) ○女性政策推進本部設置 (本部長：市長) ○女性大学講座開設
平成元年 (1989年)	「子どもの権利条約」採択	学習指導要領改訂 (中学・高校家庭科の男女必修化)	
平成2年 (1990年)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採決		○青少年婦人室を青少年婦人課に改称し女性政策係を設置 ○女性学セミナー開設 ○「ルミエール」創刊

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ●市の動き
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	■「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ■審議会等女性登用目標率を25%に改定 ■「大阪府女性基金」設置 ○女性問題懇話会設置 ○「市制施行40周年記念女性フェスティバル」開催
平成4年 (1992年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置 ・「生活大国5ヵ年計画」策定 ・「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン（新しい農山漁村の女性2001年）」策定 ・介護休業制度に関するガイドライン策定	○女性問題懇話会提言 ○「女と男のねやがわフォーラム」を市民の企画運営によって開催（以後毎年開催）
平成5年 (1993年)	・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ・国連世界人権会議「ウイーン宣言及び行動計画」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」施行	○女性問題懇話会提言 ○市長公室に女性政策担当設置（女性政策の企画・調整・連絡・啓発を所管）
平成6年 (1994年)	・国際家族年 ・国際人口・開発会議（カイロ） ・ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択	・高校の家庭科男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置	■「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ■ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館 ○女性政策推進本部に実務担当者会を設置 ○「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成7年 (1995年)	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO156号条約」批准 ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」スタート	■「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告 ○女性問題懇話会意見書提出 ○第3期女性問題懇話会発足
平成8年 (1996年)	・第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議（ストックホルム）	・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足	■大阪女子大学に女性学研究センター開設 ■「大阪府女性問題懇話会提言書」提出 ○市長公室女性政策担当から企画財政部人権文化室人権啓発課に女性政策係を組織変更 ○女性問題懇話会提言
平成9年 (1997年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正	■「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画（改定）～新女と男のジャンプ・プラン」策定 ○人権文化部に女性政策課創設 ○第2期寝屋川市女性行動計画策定
平成10年 (1998年)			■女性政策課を男女協働社会づくり課に改称
平成11年 (1999年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行（女性の参画の促進を規定）	■「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為規制法」施行 ・「介護保険法」施行	○人・ふれあい部に男女共同参画課創設 ○女性政策推進本部を男女共同参画推進本部と改称 ○男女共同参画審議会発足

資料	世界の動き	国の動き	■府の動き ●市の動き
平成13年 (2001年)		- 男女共同参画局設置 - 男女共同参画会議設置 「DV防止法」施行 - 第1回男女共同参画週間 - 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	■「大阪府男女協働社会づくり審議会」答申 ■男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称 ■「大阪府男女共同参画計画」(おおさか男女共同参画プラン)策定 ○地域市民懇談会開催(市内2か所) ○男女共同参画審議会答申 ○市立男女共同参画推進センター(ふらっと ねやがわ)開設
平成14年 (2002年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催	■「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ○「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」策定
平成15年 (2003年)		- 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」施行 - 男女共同参画社会の将来像検討会開催 - 第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	■「男女いきいき・元気宣言」事業者制度創設 ■「大阪府男女共同参画審議会」答申
平成16年 (2004年)		- 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 - 男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ 「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	○「寝屋川市DV被害者支援連絡会議」設置
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成18年 (2006年)		- 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」	■「大阪府男女共同参画計画改訂版」(改訂おおさか男女共同参画プラン)策定 ○寝屋川市男女共同参画審議会「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」の中間見直しについて提言
平成19年 (2007年)		「DV防止法」一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」改訂 ○男女共同参画課を人権文化課に統合
平成20年 (2008年)		改正「DV防止法」施行	■「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申
平成21年 (2009年)			■「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成22年 (2010年)		「第3次男女共同参画基本計画」策定	○寝屋川市男女共同参画審議会「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」答申
平成23年 (2011年)			○「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」策定

用語解説

※ 1 配偶者等からの暴力

(ドメスティック・バイオレンス = DV)
(domestic violence = DV)

配偶者や恋人等ごく親しい間で起こる暴力を指して使われる。身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力を含み、身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンスと定義される。DVの被害女性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性の再教育プログラムの構築と実施に向けた取組が求められている。平成13(2001)年に配偶者暴力防止法が制定され、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための制度化が図られた。平成16(2004)年、平成19(2007)年の改正では、暴力の定義拡大や、保護命令制度の拡充、自立支援の強化等が盛り込まれ、市町村に対する基本計画策定の努力義務が定められた。

※ 2 セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ) (sexual harassment)

「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」(厚生労働省)をいう。性的な性質の言動とは、身体への不必要な接触、性的冗談やからかいなどのほか、ヌードポスターの掲示等、様々な様態のものが含まれる。雇用の場に限らず、施設の職員とその利用者や、団体における構成員間等でおこるハラスメントも問題となっている。改正男女雇用機会均等法には、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のために、事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられることになった。

※ 3 ジェンダー (社会的・文化的性別) (gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー(社会的・文化的性別)という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※ 4 エンパワメント (empowerment)

平成7(1995)年の北京女性会議のころから一般的に使われ出した言葉。「潜在的に持っている力を再発見し、その能力を発揮していくこと」を意味する。政治、経済、社会、家庭等のあらゆる分野で、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

※ 5 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

仕事だけでなく家庭や地域生活等においても、ライフステージに応じた自らの望む生き方を選択・実現することができる状態のこと。平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されている。

※ 6 固定的な性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」というように性別によって、その役割が固定された状態をいう。社会的、政治的、文化的な男女の固定化したあり方をも含め、社会のあらゆる分野に浸透している。特に、日本ではこの考え方が根強く、男女共に生き方の幅がせばめられ、個人の能力を発揮できにくくなっていることが問題だとされている。

※ 7 キャリア教育

将来を見据えながら性別に関係なく個人の内面の成長・発達を促し、勤労観、職業観を身につけることで一人の社会人・職業人として自立していく力等を育てていくことを目指した教育。

※ 8 開発と女性

(women in development = WID)

「開発における女性の役割」の重要性を認識した研究や開発・援助のプログラムのことをいう。

日本語では「開発と女性」と訳され、開発を女性の立場から見直し、女性が受益者としてだけでなく、主体的な担い手として、開発過程のあらゆる段階にかかわることを重視する。1950～60年代、開発途上国への開発援助が進む中で、開発によって必ずしも途上国の女性の生活が改善せず、むしろ開発過程から女性が排除され周辺化される状況がみられるようになった。その反省として「開発と女性」を

巡る問題が検討されるようになり、昭和50（1975）年の国際婦人年世界会議を契機として、「平等・開発・平和」を目標に、取組が進められてきた。

※9 ノーマライゼーション (normalization)

障害がある人もない人も同じように暮らせる社会が当たりまえの（ノーマルな）社会であり、障害を持ちつつ、他の人と同じように生活できる社会をつくることを目指す社会福祉の基本となる考え方。障害者に対してのみならず、高齢者や子ども等を含む。

※10 アイデンティティ (identity)

自己同一性、主体性等と訳される。自分はこのような人間であるという明確な存在意識。

※11 性と生殖に関する健康と権利 （リプロダクティブ・ヘルス／ライツ） (reproductive health／rights)

平成6（1994）年9月にカイロで開催された国際人口・開発会議において、今後20年間の指針となる人口問題解決への行動計画が採択された。性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）はその中の重要な考え方の一つで、女性がいつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた良好な健康の管理が含まれる。

※条約や法律の名称

- 男女雇用機会均等法
（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」）
- 配偶者暴力防止法又はDV防止法
（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）
- 育児・介護休業法
（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）
- パートタイム労働法
（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）
- 女子差別撤廃条約
（「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）

寝屋川市男女共同参画審議会委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属
1	学識者	伊藤 公雄	京都大学大学院文学研究科 教授
2	学識者	億 智栄	弁護士
3	学識者	牧田 勲	摂南大学法学部 教授
4	学識者	槇村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
5	市議会議員	新垣 節子	市議会
6	市議会議員	中谷 光夫	市議会
7	商工関係団体	田中 久雄	北大阪商工会議所
8	福祉関係団体	高見 道夫	寝屋川市民生委員児童委員協議会
9	教育関係団体	地福 収一	寝屋川市立小・中学校校長会
10	男女共同参画関係団体	石田スミ子	ふらっとねやがわ連絡会
11	市民公募	川口 和子	
12	市民公募	寺井 征子	
13	市民公募	中村 木美	

寝屋川市男女共同参画審議会 開催経過

開催日		審議内容
平成22年 7月30日	第1回審議会	○寝屋川市長より「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」の諮問 ○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」 ・「市の男女共同参画に関する現状と課題」について ・「プランの体系」について ○その他
9月2日	第2回審議会	○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」 ・「プランの体系と具体的取組」について ・プランの「国際的・国内的な動き」と「基本理念」について ・第3期ねやがわ男女共同参画プランの推進状況について ○その他
10月5日	第3回審議会	○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」 ・「プランの体系と具体的取組」について ・「プランの基本的な考え方」と「プランの推進」について ○その他
10月26日	第4回審議会	○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」 ・答申全体について ○その他
11月5日		○「第4期ねやがわ男女共同参画プランに係る基本的な方向について」寝屋川市長へ答申

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日公布)
(平成11年法律第78号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を

積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項

に規定する事項を処理すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979(昭和54)年12月18日 第34回国際連合総会
日本 1985(昭和60)年7月1日公布 条約第7号

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には

認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子

との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍に

し又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を選任する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

の条約に署名した。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこ

第4期ねやがわ男女共同参画プラン

平成23(2011)年3月

発行／寝屋川市 人・ふれあい部 人権文化課
〒572-8555 寝屋川市本町1番1号
TEL：072-824-1181
FAX：072-825-2078

第4期ねやがわ男女共同参画プラン

